



もしものときに



もしものときに

地震のときの10のポイント

問 協働推進課 防災安全係

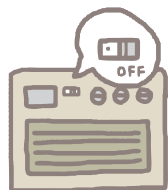
■①グラッときたら身の安全

大きな揺れはせいぜい1分程度。

大きな揺れを感じたら、まず、身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る。



■②すばやい消火 火の始末



火を消す3度のチャンス
・小さな揺れを感じたとき
・大きな揺れがおさまったとき
・出火したとき

■③あわてた行動 けがのもと

屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。

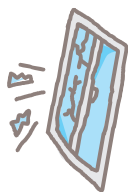
■④窓や戸を開け 出口を確保



小さな揺れのときまたは揺れがおさまったときに、避難できるよう出口を確保する。

■⑤落下物 あわてて外に飛び出さない

瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくるので注意する。



■⑥門や塀には近寄らない

屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。

■⑦正しい情報 確かな行動

ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。



■⑧確かめ合おう わが家の安全 隣の安否

わが家の安全を確認後、近隣の安否を確認する。

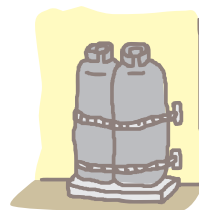
■⑨協力し合って救出・救護

倒壊家具や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。



■⑩避難の前に安全確認 電気・ガス

避難が必要なときには、ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めて避難する。



風水害対策

問 協働推進課 防災安全係

■屋外

- ・アンテナ支柱の補強。
- ・屋根や看板などの安全点検。
- ・雨戸や窓の補強。
- ・植木鉢やプランターなどベランダの小物を取り込む。
- ・物干し竿が飛ばされないようにする。
- ・排水口の整備。
- ・板塀、ブロック塀や石垣の崩れの補強。

■屋内

- ・気象情報を注意深く聞く。
- ・非常時に備えて非常持ち出し品の準備を。
- ・むやみに外出しない。
- ・浸水などの恐れがあるところでは、家財道具や食料品、衣類、寝具などの生活用品を高い場所へ移動。

■避難のポイント

●動きやすく安全な服装で

ヘルメットで頭を保護し、靴は動きやすい運動靴を着用しましょう。

●深さに注意

歩行可能な深さは50cm程度です。

水の流れが速い場合は、20cm程度でも危険です。避難が遅れた場合は、2階や近隣の堅固な建物へ避難するなど、安全な場所に身をおきましょう。

●みんなで協力して避難

家族や近所の方と一緒に、できるだけ複数で避難しましょう。特に子どもや高齢者の安全を確保するよう心がけましょう。

■台風とは？

熱帯地方(東経180度より西の北西太平洋)で発生した低気圧を熱帯低気圧といいます。

そのうち、最大風速が毎秒約17m以上(風力8=17.2m/s)になったものが台風です。

m/sは風速の単位。mは「メートル」、sは「秒(second)」のことで、1秒間に風が何m進むかを表します。

【台風の大きさ(気象庁による)】

台風の大きさ(気象庁による)	
呼び方	風速15m/s以上の半径
大型	500km以上800km未満
超大型	800km以上
台風の強さ(気象庁による)	
呼び方	最大風速(m/s)
強い	33m/s以上～44m/s未満
非常に強い	44m/s以上～54m/s未満
猛烈な	54m/s以上

■避難情報の発令

市では、次の3段階に分けて避難情報を発令し、エリア(緊急速報)メールや防災行政無線などでお知らせします。また、これらの避難情報が発令されていなくても、自分の命を守るための行動をとってください。

危険度	避難情報
危険度	避難準備・高齢者等避難開始
	・災害発生の可能性が予想される状態です。 ・非常持出品の用意など、避難の準備を始めてください。 ・避難行動要支援者は、避難を始めてください。
	避難勧告
	・災害発生危険性が高い状態です。 ・避難を始めてください。
	避難指示(緊急)
	・災害発生危険性が非常に高い状態、またはすでに災害が発生した状態です。 ・避難中の住民は、直ちに避難を完了してください。 ・まだ避難していない住民は、直ちに避難を始めてください。 ・水害の場合で避難する時間がないときは、2階などへ緊急避難してください。



もしものときに



避難所一覧

問 協働推進課 防災安全係

災害の種類や規模などによって開設する避難所が異なります。防災情報(防災行政無線、防災メールなど)をご確認ください。



もつものやわかに

No.	避難所名	住所	収容人数	地震	水害	土砂災害	台風
1	のぞみが丘小学校	希みが丘5-2-17	430	○	○	○	○
2	三国中学校	美鈴が丘5-15-1	530	○	○	○	
3	小郡高等学校	三沢5128-1	720	○	○	○	
4	三国校区公民館(ふれあい館三国)	三沢4196-1	130	○	○	○	○
5	三国小学校	力武1012	430	○	○	○	
6	東野小学校	小郡2409-4	390	○	○		
7	東野校区公民館(ひまわり館東野)	三沢83-1	270	○	○		○
8	大原小学校	大保1394	390	○	○		
9	大原中学校	小郡772	610	○	○		○
10	小郡市生涯学習センター(福祉避難所)	大板井1180-1	500	○	○		○
11	小郡小学校	小板井288	480	○	○		
12	大崎教育集会所	稲吉1338-8	75				○
13	小郡中学校	寺福童668	480	○	○		
14	小郡交流センター	寺福童859-51	150	○	○		○
15	小郡市高齢者社会活動支援センター(シルバー人材センター)	福童688-1	100	○	○		○
16	立石校区公民館(くろつち会館)	干潟2056-1	130	○	○		○
17	立石小学校	吹上968-2	420	○	○		
18	立石中学校	吹上1045	430	○	○		
19	三井高等学校	松崎650	590	○	○		
20	下岩田市民館	下岩田2108-3	80				○
21	御原校区公民館	稲吉437-11	130	○			○
22	ニタ集会所	ニタ1451	60				○
23	御原小学校	ニタ316	300	○	○		
24	宝城中学校	八坂26-1	450	○	○		○
25	味坂小学校	八坂456-1	300	○	○		
26	味坂校区公民館	下西鰯坂253-1	130	○			○
27	小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」(福祉避難所)	二森1167-1	270	○			
28	大原校区公民館(大原きぼうの森館)	大保1465-1	160	○	○		○

市内警察署一覧

	住所	電話番号
小郡警察署	大板井234-1	73-0110
味坂駐在所	上西鰯坂177-2	72-1102
駅前交番	祇園1-13-12	72-2810
干潟駐在所	干潟1111-7	72-5109
松崎駐在所	上岩田1066-1	72-2501
三国交番	三沢4665-3	75-1107

市内消防署一覧

	住所	電話番号
三井消防署	大板井279-2	72-5101
三国出張所	三沢4626-5	75-3335

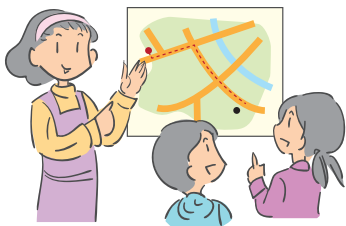
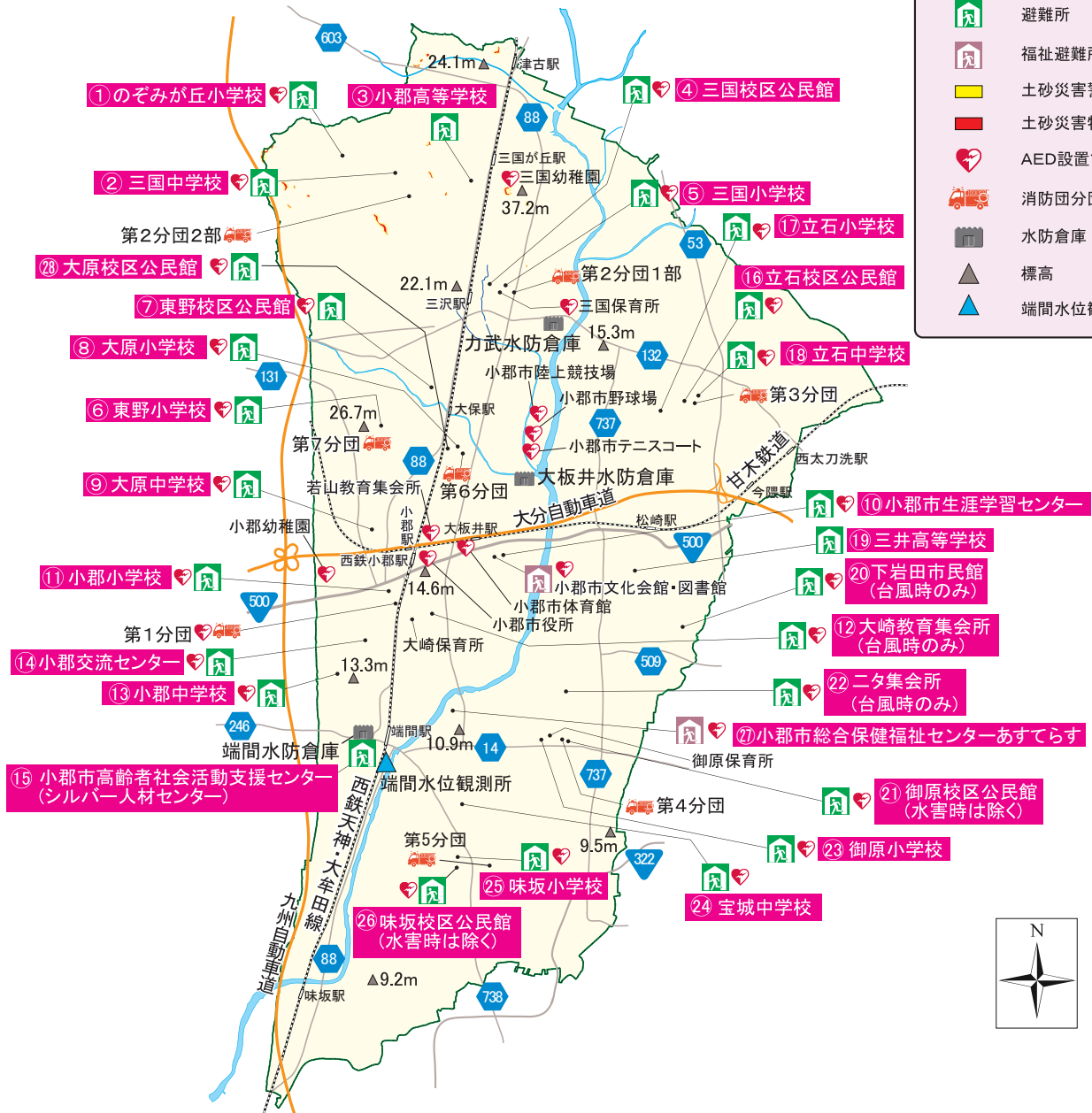


凡 例

-  避難所
-  福祉避難所
-  土砂災害警戒区域
-  土砂災害特別警戒区域
-  AED設置箇所
-  消防団分団格納庫
-  水防倉庫
-  標高
-  端間水位観測所



もしものときに



災害から身を守る

問 協働推進課 防災安全係

■日頃の備え

いつ襲ってくるかわからない災害に備えて、日頃から身の回りの安全に心がけ、いざというときに冷静に対処することが大切です。

- ・危険箇所の把握
- ・避難場所、避難経路などの確認
- ・家具の安全な配置と転倒防止
- ・テレビ、ラジオなどで正しい情報の入手
- ・非常持ち出し品の準備

■自主防災活動

大規模な災害が発生すると、市内各地で被害が多発し、公的機関はその救援にあたること、また、道路寸断などが発生していることから、全ての方への迅速な対応が難しくなります。そこで、日頃から地域の事情に精通している地域住民同士の助け合いが大きな役割を果たします。各自が「自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る」という考えのもと、地域住民と一緒に防災活動に取り組む組織が自主防災組織です。災害時に組織が十分に機能するよう、平常時から連絡網の整備や訓練などを通して、地域で連携を図りましょう。



■早めの避難

日頃の備えを万全にし、いざとなったら早めの避難を心がけましょう。

市では、災害が発生、または発生のおそれがあるとき、避難情報を発令します。その場合、エリア（緊急速報）メールや防災行政無線などを通じて皆さんに周知します。

しかし、勧告や指示がなくても危険だと判断したときは、自主的に避難しましょう。また、子どもやお年寄りの避難には手助けが必要です。日頃から声を掛け合い、避難のときには助け合いましょう。

いざというときの必需品

問 協働推進課 防災安全係

～いざというときに備えて、普段から心掛けておきましょう～
各家庭で日頃から、まさかのときに備えておきましょう！

■避難情報について

避難情報を複数の手段で伝達します。

伝達される情報に注意し、避難勧告などが発令されたら、速やかに避難してください。

●まもるくん

災害情報などをメールでお知らせするメール配信システムです。※事前の登録が必要です。

防災メール・まもるくん

【お知らせする防災情報】

- ①地震、台風、大雨などの防災気象情報、避難勧告など
- ②災害時の安否情報通知
- ③地域の安全に関する情報
- ④福岡県避難支援マップ

【登録方法】

mamoru@bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jpにメールを送信、または右のQRコードからアクセスし、登録してください。



●エリア（緊急速報）メール

小郡市内にある携帯電話に情報を配信するシステムです。登録は必要ありません。

●防災行政無線

市内60か所の屋外スピーカーから音声により情報を配信します。

●広報車

市広報車と消防団ポンプ車で放送しながら避難を呼びかけます。

●ホームページ

●フェイスブック

●区長・自主防災組織代表者への電話連絡

●テレビ、ラジオ

■非常持ち出し品 チェックリスト

《非常持出品》

- ☐ 貴重品
- ☐ ラジオ
- ☐ 懐中電灯
- ☐ ろうそく・ライター
- ☐ 衣類・毛布
- ☐ 非常食・水
- ☐ 応急医薬品
- ☐ ヘルメット・防災ずきん
- ☐ ナイフ、栓抜き、缶切り
- ☐ ティッシュペーパー
- ☐ ビニール袋



- ☐ 障害者手帳
- ☐ 常備薬
- ☐ 生理用品
- ☐ 紙おむつ
- ☐ ほ乳びん
- ☐ 粉ミルク

《備蓄品》

- ☐ 食料
- ☐ 水(1人あたり1日3ℓ)
- ☐ カセットコンロ、ガスボンベ
- ☐ 紙皿、割り箸
- ☐ 洗面用具
- ☐ 衣類
- ☐ 衛生用品

家族構成に合わせた準備を



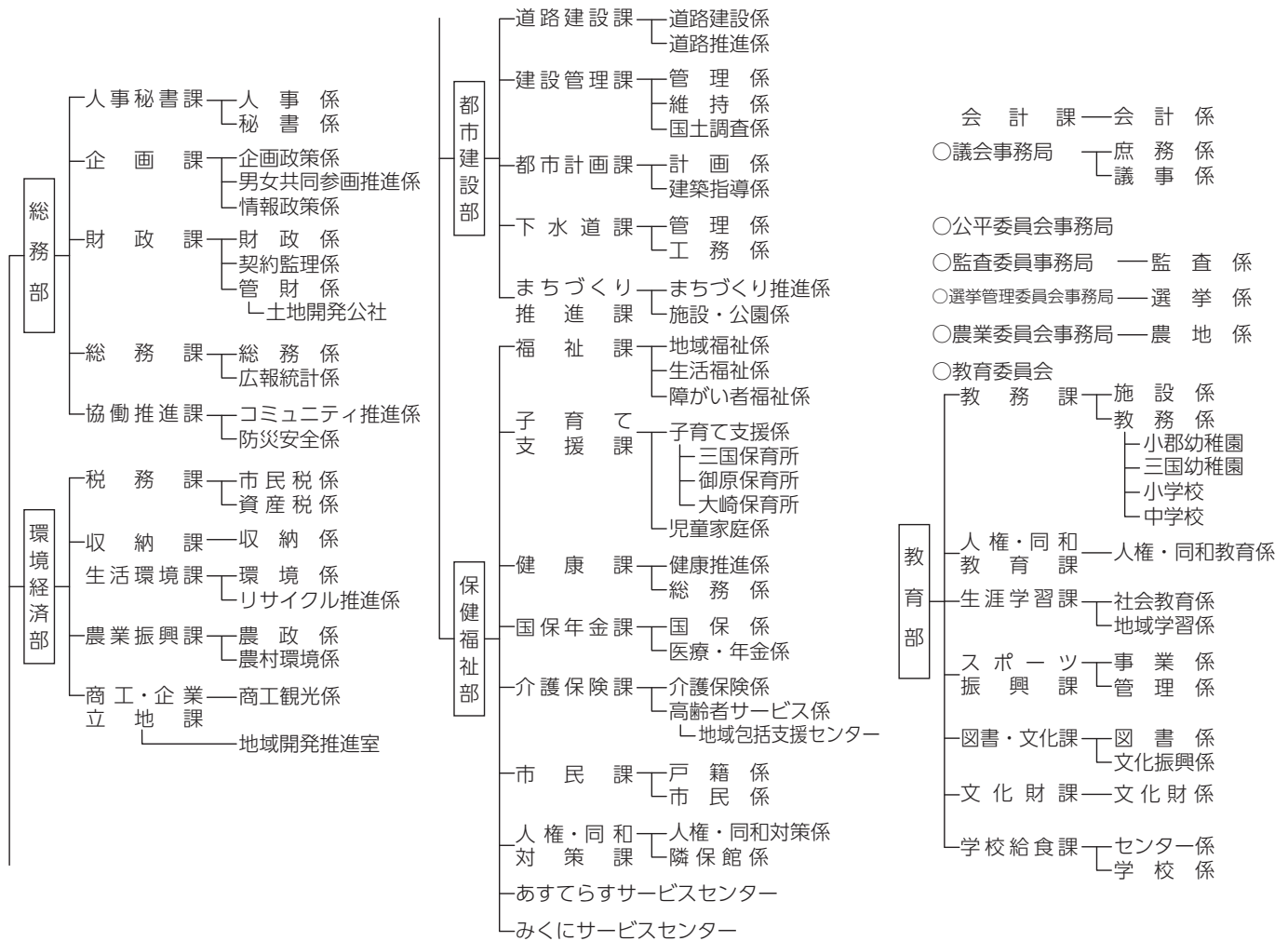


市役所案内

小郡市役所 電話72-2111 (代表)

行政機構図 (平成29年12月1日現在)

問 企画課 企画政策係



市役所案内



庁舎配置図(平成29年12月1日現在)

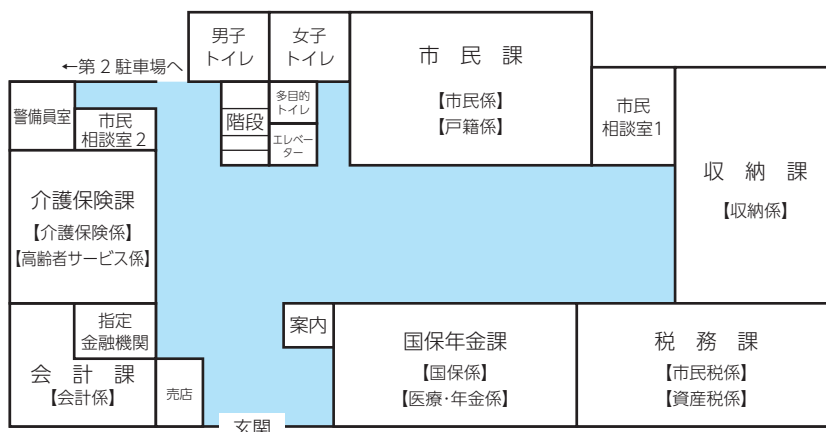
問 財政課管財係

■ 本館

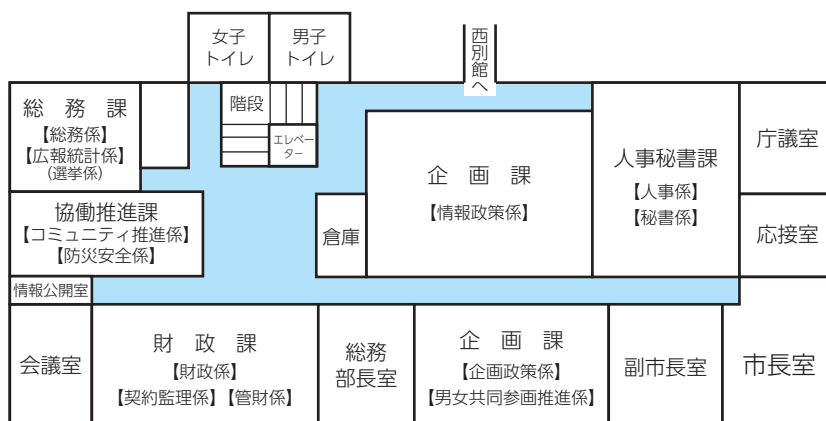


市役所案内

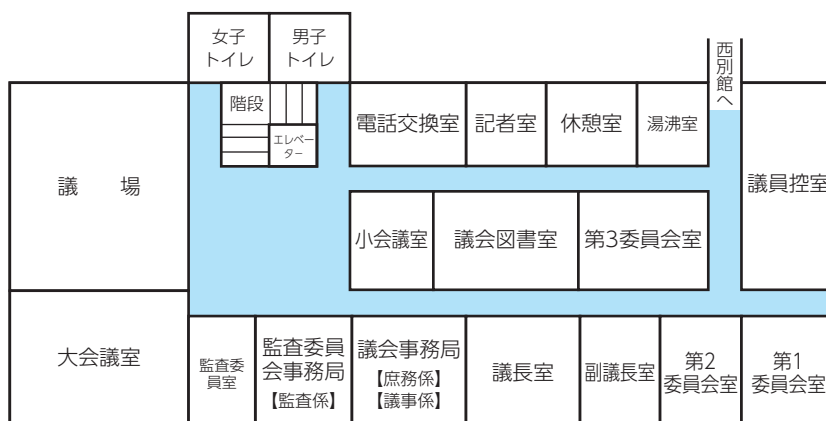
1F



2F

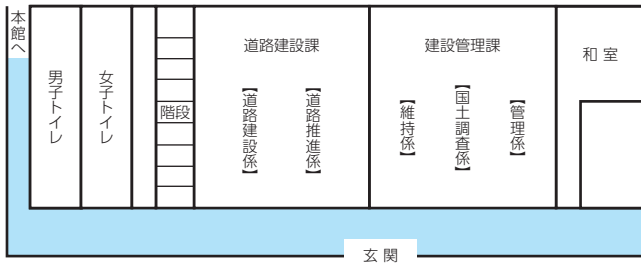


3F

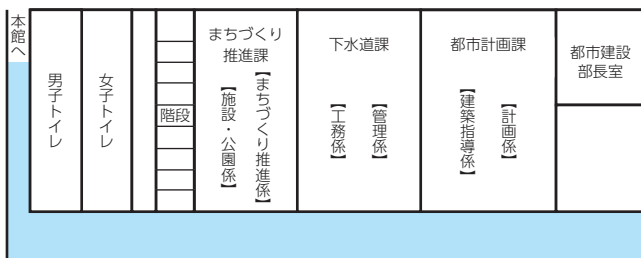


■西別館

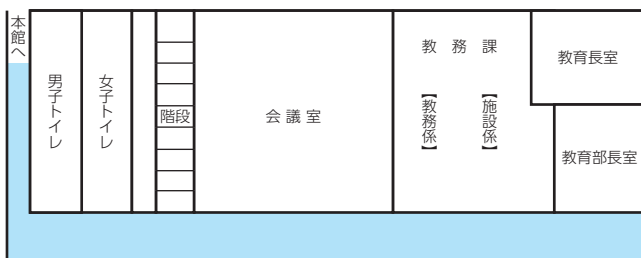
1F



2F



3F

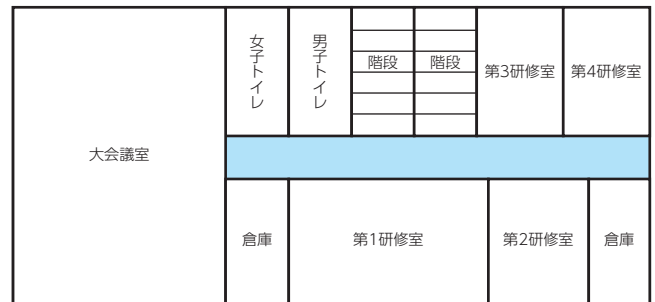


■北別館

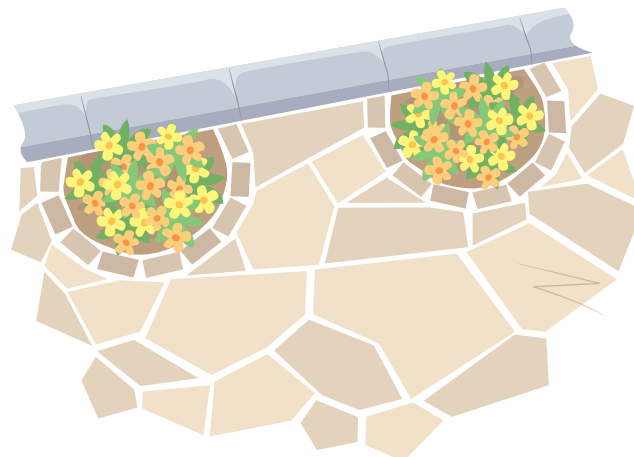
1F



2F

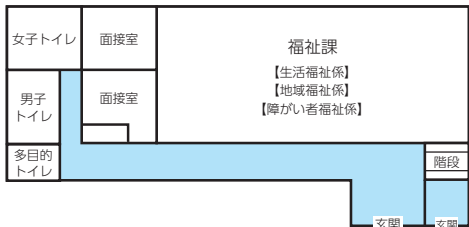


市役所案内



東別館

1F

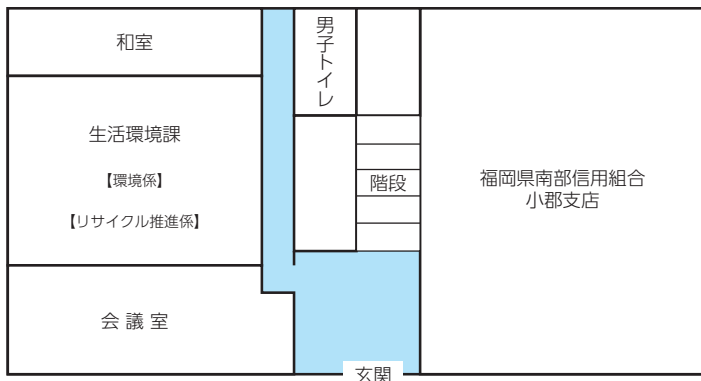


2F

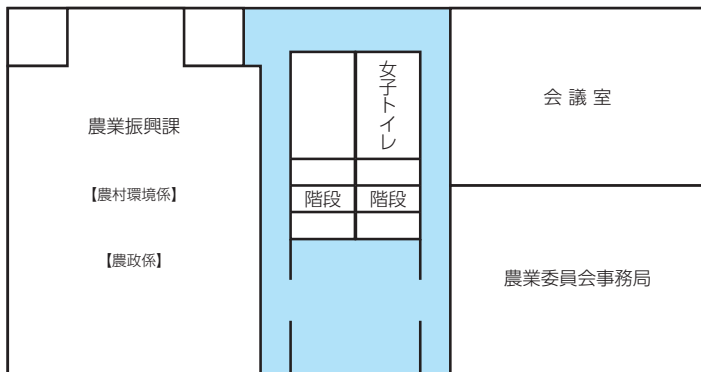


南別館

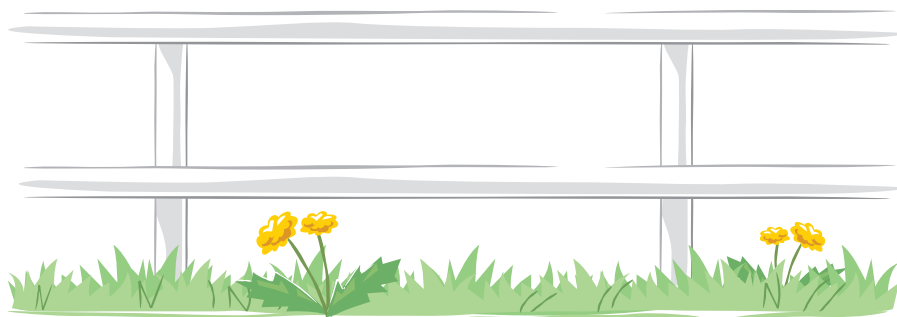
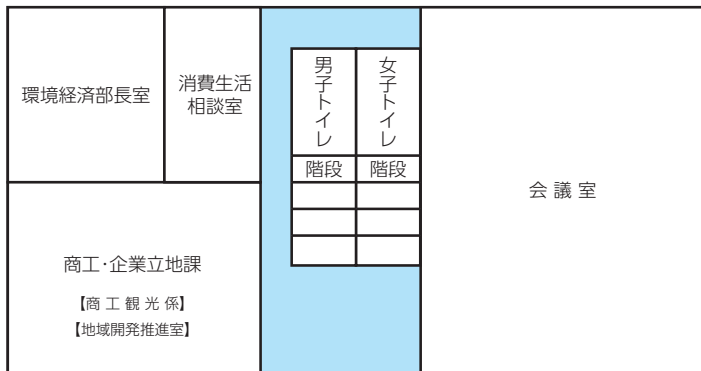
1F



2F



3F





窓口で本人確認を実施しています

問 市民課

市では、本人になりすました虚偽の届出や不正な手段による証明書の請求を防ぐため、戸籍の届出や住民異動届、住民票・戸籍に関する証明などの交付申請の際に、来庁された人の本人確認を実施しています。

●本人確認の対象者

◎窓口に来た人(代理人が申請する場合、委任状が必要です。詳細については事前にお問い合わせください。)

●本人確認の方法

◎下記により本人確認を行いますので、届出、申請時には忘れずに下記本人確認書類をお持ちください。

●1点で確認

運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード、その他官公署が発行した顔写真付証明書など

●2点で確認

健康保険証、年金手帳、年金証書、学生証、社員証など

戸籍の届出

問 市民課 戸籍係

種類	届出の期間	届出先	届出できる人	必要なもの
出生届	子どもが生まれた日を含めて14日以内	父母の本籍地、子の出生地、届出人の所在地のいずれか	父母(父母が届出できない場合は、法定代理人、同居者、医師、助産師のいずれか) (父または母が署名した届書を代理人の方が役所に持参されてもかまいません。)	1.届出人の印鑑 2.出生証明書 3.母子健康手帳 4.国民健康保険証(加入者の場合)
死亡届	死亡の事実を知った日を含めて7日以内	死亡者の本籍地、死亡地、届出人の所在地のいずれか(いずれにも該当せず、死亡者の所在地(住民登録地)の場合などは受付ができませんのでご了承ください)	死亡者の親族、同居者、家主・地主またはその管理人、後見人、保佐人、補助人、任意後見人のいずれか	1.届出人の印鑑 2.死亡診断書または死亡検案書
婚姻届	特に制限はありませんが、届出をした日から法律上の効力が発生します。	夫または妻の本籍地または所在地	夫と妻(未成年者は父母の同意書が必要) なお、届書には成人の証人が2人必要です。	1.夫婦双方の印鑑(一方は旧姓のもの) 2.夫婦双方の戸籍謄本(全部事項証明) ただし、届出地が本籍地の人の分は省略できます。 3.届出人の本人確認書類 (運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、官公署発行の顔写真付のもの) ※届出により氏に変更がある場合は、通知カード(またはマイナンバーカード)、住民基本台帳カード(所有者のみ)の変更手続きがあります。





住所の異動届

問 市民課 市民係

種類	こんな場合に	届出期間／届出義務者	届出に必要なもの
転入届	他の市町村から小郡市に引越したとき	転入後14日以内／本人または同一世帯の者	前住所の市町村が発行した転出証明書、本人確認書類※、住民基本台帳カード(所有者のみ)、異動者全員の通知カードまたはマイナンバーカード 特別永住者・外国人住民は上記に加えて特別永住者証明書または在留カード
転出届	小郡市から他の市町村に引越すとき	転出が決まった日から転出後14日以内まで／本人または同一世帯の者	本人確認書類※、印鑑登録証(登録者のみ) ○転出先の住所の記入が必要です。
転居届	小郡市内で引越したとき	転居後14日以内／本人または同一世帯の者	本人確認書類※、住民基本台帳カード(所有者のみ)、異動者全員の通知カードまたはマイナンバーカード 特別永住者・外国人住民は上記に加えて特別永住者証明書または在留カード
世帯変更届	世帯主が変わったとき、世帯分離、世帯合併をするとき	変更後14日以内／本人または同一世帯の者	本人確認書類※

※本人確認書類は、運転免許証、マイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳、健康保険証、年金手帳または年金証書などです。

印鑑登録

問 市民課 市民係

印鑑登録

15歳以上で小郡市に住民登録をしている人は、印鑑を登録することができます。ただし成年被後見人は登録できません。

手続に来る人	必要なもの	印鑑登録証の交付
①本人	(A)官公署発行の写真付本人確認書類がある場合 (1)登録する印鑑 (2)官公署発行の写真付本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)	申請日当日に登録証を交付します。印鑑登録証明書もその場で発行できます。
	(B)保証人を立てる場合 (1)登録する印鑑 (2)登録する人の本人確認書類(健康保険証、年金手帳など) (3)保証人の印鑑登録証 (4)保証人の登録している印鑑 (所定の保証書に記入・押印していただきます。)	
②本人	官公署発行の写真付本人確認書類がない場合 (1)登録する印鑑 (2)登録する人の本人確認書類(健康保険証、年金手帳など)	申請日当日の印鑑登録証の交付および印鑑登録証明書の発行はできません。申請書を提出していただいた後、本人宛に照会書を送付しますので、本人が内容確認の上、署名押印(登録印)し、それを②の場合は本人の本人確認書類、③の場合は申請を行った代理人の本人確認書類とともに持参してください。
③代理人	(1)登録する印鑑 (2)委任状(代理権授与通知書) (3)代理人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)	

登録できない印鑑

以下のいずれかに該当する印鑑は登録できません。

- ①一辺8mmの正方形の中に印影が収まるもの
- ②一辺25mmの正方形の中に印影が収まらないもの
- ③縁が1/4以上かけているもの
- ④ゴム印その他変形しやすい素材のもの
- ⑤他の世帯員が登録しているもの
- ⑥印影が不鮮明なもの

その他詳細はお問い合わせください。

印鑑登録証明書の発行

印鑑登録手続終了時に、印鑑登録証を交付します。たとえ本人であっても印鑑登録証と本人確認書類のご提示がないと証明書の発行はできません。印鑑登録証や登録印鑑を失くした時、または改印をする時は、「廃止・亡失」の届出後、改めて印鑑登録の手続が必要です(登録料が別途かかります) 手続の方法は上記の印鑑登録の手続と同様です。



マイナンバーカード

問 市民課 市民係

マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカードです。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Taxなどの電子証明書を利用した電子申請等のサービスにもご利用いただけます。

カードの有効期限は、20歳以上の人はカードが発行された日から10回目の誕生日まで、20歳未満の人はカードが発行された日から5回目の誕生日までです。

券面イメージ



取得方法

通知カードとともに送付している申請書※を記入し、顔写真を貼付のうえ、郵便で申請をしてください。（スマートフォンやパソコンによるオンライン申請や、まちなかの証明写真機からの申請も可能です。詳しくはお問い合わせください。）カードを交付する準備ができましたら、市民課よ

り受け取りについての案内（交付通知書）を発送します。案内に記載している受け取り方をご確認のうえ、必ずご本人さまが窓口にてお受け取りください。

※申請書を紛失している場合や、申請書の記載内容に変更がある場合は、新たな申請書が必要です。詳しくはお問い合わせください。

カードの記載内容に変更があったとき

マイナンバーカードには、住所、氏名／通称名、生年月日、性別が記載されています。引越しや戸籍届出などでそれらに変更が生じた場合、カードの記載内容を変更する手続きが必要です。市民課窓口で住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）を入力し、お手続きください。（なお、本人以外が手続きを行う場合、別途必要なものがあります。詳しくはお問い合わせください。）

暗証番号を忘れたとき

マイナンバーカードには、最大4つの暗証番号があります。暗証番号を忘れた場合は、マイナンバーカードと本人確認書類を持参のうえ、市民課窓口にて再設定を行ってください。（なお、本人以外が手続きを行う場合、別途必要なものがあります。詳しくはお問い合わせください。）

通知カード

問 市民課 市民係

通知カードは、マイナンバー（個人番号）をお知らせする紙製のカードです。券面には「氏名／通称名」「住所」「生年月日」「性別」と「マイナンバー（個人番号）」が記載されており、マイナンバーの確認書類としてご利用いただけます。一般的な本人確認の書類としてはご利用いただけませんので、ご注意ください。

カードの記載内容に変更があったとき

引越しや戸籍届出などで通知カードの記載内容に変更が生じた場合、新たな情報を裏面に記入します。本人確認書類をご持参のうえ、市民課窓口でお手続きください。（なお、本人または同一世帯員以外が手続きを行う場合、別途必要なものがあります。詳しくはお問い合わせください。）

通知カードを紛失した場合

市民課窓口にて紛失届を出してください。通知カードを再度取得したい場合は、併せて再交付の申請※をしてください。申請をしてから三週間程度で、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から簡易書留（転送不要扱い）で送付されます。すぐにマイナンバーを確認したい場合は、マイナンバーの記載された住民票を市民課窓口にて取得する方法があります。

※再交付の申請には、警察署の遺失物届受理番号と本人確認書類、手数料500円が必要です。詳しくはお問い合わせください。



住民票・戸籍・印鑑登録



各種証明書

問 市民課 市民係

各種証明書の発行手数料

戸籍謄(抄)本(戸籍の全部(個人)事項証明書)	450円	住民票謄(抄)本	300円
除籍謄(抄)本	750円	住民票記載事項証明	300円
改製原戸籍謄(抄)本	750円	マイナンバーカード(再発行)	800円
戸籍の附票	300円	通知カード(再発行)	500円
身分証明書	300円	印鑑登録	300円
戸籍届出受理証明書	350円	印鑑登録証明書	300円

※上記以外の各証明書の料金はお問い合わせください。

証明発行申請時の注意

- 証明発行申請の際に本人確認を行いますので、本人確認ができるものをご準備ください。
(39ページ「窓口で本人確認を実施しています」を参照)
- 戸籍に関する証明書(附票・身分証明書を含む)は本籍地の市町村でのみ交付できます。小郡市以外に本籍がある方はご自分の本籍地市町村にご請求ください。
戸籍に記載されている人以外の方が戸籍に関する証明を請求する場合は、本人または請求資格のある方からの委任状が必要になる場合があります(身分証明書は同籍の人からの請求の場合でも委任状が必要です)。
- 本人もしくは同一世帯以外の方が住民票を請求する場合は委任状が必要です。もしくは住民票を必要とする理由を証明する疎明資料の提示をお願いする場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- 印鑑登録証の提示がなければ、印鑑登録証明書は発行できません。(40ページ「印鑑登録」を参照)

市役所以外での証明発行 [サービスセンターのご案内]

問 市民課 市民係

各種証明書の発行は市内2か所のサービスセンターでも行っています。市役所まで行かなくても、平日だけでなく日・祝日に(一部休業日あり)サービスセンターで証明を取得することができます。

なお、取得できる証明書は下記のものに限りますのでご注意ください。

- ①現在の戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)・現在の戸籍抄本(戸籍の一部事項証明書)
※日・祝日は発行できません。
- ②現在の住民票謄本・現在の住民票抄本、現在の住民票記載事項証明書(市独自様式のものに限ります。)
※住民票の除票・マイナンバー(個人番号)記載の住民票は発行できません。
- ③印鑑証明書
印鑑登録証を持参してください。印鑑登録をしていない方や、印鑑登録証を紛失した方は、先に市役所市民課にて印鑑登録をする必要があります。
- ④市県民税に係る所得・課税証明書
- ⑤納税証明書(市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税を納付された方への発行です。)

- 請求には市役所窓口での請求方法と同様の手続(本人確認など)が必要です。
- 印鑑登録、住所変更や戸籍の届出はできません。

あすてらすサービスセンター

所在地:小郡市二森1167番地1
(総合保健福祉センター「あすてらす」内)
☎0942-72-6666
FAX0942-72-6477
開庁時間:午前8時30分～午後5時
休業日:毎週土曜日・第4水曜日

みくにサービスセンター

所在地:小郡市三沢4196番地1
(三国校区公民館「ふれあい館三国」内)
☎0942-75-3392
FAX0942-75-3409
開庁時間:午前8時30分～午後5時
休業日:毎週土曜日・第3日曜日

※どちらのサービスセンターも、それぞれの休業日の他に施設整備などのための臨時休館日、年末・年始(12月28日から翌年1月4日まで)の休館日があります。事前にご確認ください。





保険・年金

国民健康保険(国保)

国民健康保険の手続の際には、マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類が必要です。

該当する人

問 国保年金課 国保係

■国保には、次に当てはまる人以外は全て加入して被保険者にならなければなりません。

1. 職場の医療保険(健康保険、共済組合、船員保険など)の加入者とその扶養親族
2. 生活保護を受けている人
3. 短期滞在(3か月未満)の外国人

加入するとき

問 国保年金課 国保係

■国民健康保険に加入するとき
(14日以内の届出が必要です。)

こんなときに加入届を出してください	届出時に必要なもの
他の健康保険の資格を喪失したとき	健康保険資格喪失証明書、印鑑
他市区町村から転入したとき	前市区町村の転出証明書、印鑑
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
子どもが生まれたとき	印鑑
外国籍の人が加入するとき	3か月以上滞在すると見込まれる場合に加入できます。本人確認できるもの、印鑑

加入資格がなくなるとき

問 国保年金課 国保係

■国民健康保険の加入資格がなくなるとき
(14日以内の届出が必要です。)

こんなときに喪失届を出してください	届出時に必要なもの
他の市区町村へ転出するとき	国民健康保険証、印鑑 (転出届時に国民健康保険の喪失)
他の健康保険などに加入したとき	国民健康保険証、加入した健康保険証、印鑑
生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、国民健康保険証、印鑑
死亡したとき	国民健康保険証、印鑑

その他届出が必要なとき

問 国保年金課 国保係

■その他届出が必要なとき
(14日以内の届出が必要です。)

こんなときに届を出してください	届出時に必要なもの
住所、氏名、世帯主が変わったとき	保険証、印鑑
保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	本人確認できるもの、汚して使えなくなった保険証、印鑑
修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	在学証明書、保険証、印鑑
会社の都合などにより離職したとき	雇用保険受給資格者証、印鑑



保険・年金



国民健康保険のサービス

問 国保年金課 国保係

国民健康保険では、次のような給付を行っています。

種類	給付内容
医療費	保険証を提示して診察・治療・調剤など医療を受けたとき、医療費の一部を国保が負担します。
療養費	治療用装具を購入したときや保険証を持たずに受診した場合など、一旦全額負担した場合には、自己負担分を除いた分を国保への申請により支給します。
高額療養費	1か月の医療費の自己負担額が一定額を超えたときに、一定額を超えた分を国保への申請により支給します。
高額介護合算療養費	国保の世帯員が1年間に負担した医療費と介護サービス費との合算額が一定額を超えたときに、一定額を超えた分を国保への申請により支給します。
出産育児一時金	国保の被保険者が出産した場合に定額42万円(産科医療補償制度対象外の出産の場合:40万4千円)が支給されます。原則として、国保から医療機関に直接支払われます。出産費が定額より低かった場合などは、国保への申請により差額を支給します。死産・流産の場合でも、妊娠12週(85日)以降であれば、国保への申請により40万4千円が支給されます。
葬祭費	国保の被保険者が死亡した場合に3万円を国保への申請により支給します。

国民健康保険の保健事業

問 国保年金課 国保係

国民健康保険では、次のような保健事業を行っています。

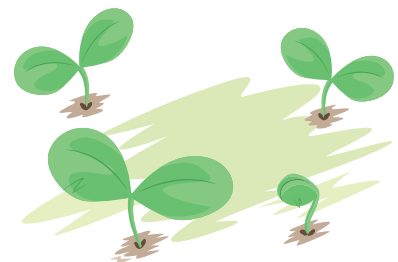
種類	対象者	受診者負担金	実施方法など
特定健康診査	年度末時点で40歳以上の国民健康保険被保険者	1,000円	個別健診(7月) = 市内の医療機関の一部 集団健診(6~12月) = 総合保健福祉センターあすてらす
保健指導	特定健康診査の検査結果により抽出	無料	

はり・きゅう施術への助成を行っています。

種類	対象者	実施方法など
はり・きゅう施術費	国民健康保険被保険者	市が指定するはり・きゅう施術所で施術を受けた際に施術料金の一部を助成します。



保険・年金



公費医療

子ども医療

問 国保年金課 医療・年金係

◎対象者および一部負担金について (平成29年4月1日現在)

区分	通院	入院	医療証
3歳未満	無料	無料	○
3歳以上～就学前	800円/月	無料 ※	○
小学生	1,200円/月	500円/日 (月7日限度)	○
中学生		500円/日 (月7日限度) ※	償還払い

※市独自助成

重度障害者医療

問 国保年金課 医療・年金係

◎対象者

- ・身体障害者 (身体障害者手帳1級・2級)
- ・知的障害者 (IQ35以下)
- ・重複障害者 (身体障害者手帳3級かつIQ50以下)
- ・精神障害者 (精神障害者保健福祉手帳1級)

◎一部負担金について (平成29年4月1日現在)

対象年齢	通院	入院	所得制限
3歳～小学生	500円/月	一般…500円/日 (月7日限度) 非課税世帯…300円/日 (月7日限度) 3歳～就学前…無料(償還払い)	児童手当 準拠

公費医療 (共通)

- ・入院時にかかる食事代の本人負担分や、医療保険の適用を受けない費用は、本人負担となります。
- ・学校管理下のケガ等: 学校の先生を通じて「日本スポーツ振興センター災害給付」を申請ください。

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度

問 国保年金課 医療・年金係

◎対象者 (被保険者)

75歳以上の人と65歳～75歳未満で一定の障がいがあり認定を受けた人が、後期高齢者医療制度の被保険者になります。

◎保険証 (被保険者証)

原則、75歳になる月の前月に1人に1枚交付します。医療機関にかかる際は、必ず窓口で提示してください。

◎保険料の納付

納付方法は原則として、年金からの天引き (特別徴収) になります。ただし、年金受給額の基準などにより特別徴収にならない人は、納付書や口座振替で納めます。

※特別徴収による納付は、申し出により口座振替に変更することができます。詳しくは国保年金課医療・年金係に問い合わせてください。

◎自己負担

医療機関での自己負担割合は1割負担ですが、一定以上 (※) の所得のある人は3割負担となります

※市県民税課税所得: 145万円以上

対象年齢	通院	入院	所得制限
中学生 以降	500円/月	一般…500円/日 (月20日限度) 非課税世帯…300円/日 (月20日限度) 中学生 ※500円/日 (月7日) 償還払い	特別 障害者 手当準拠

※加入医療保険者が交付する「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている人で、適用区分が「才」、「低所得」、「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」の場合は、医療機関の窓口で提示することにより入院の自己負担 (日額) が300円になります。

未熟児養育医療

問 国保年金課 医療・年金係

対象者	自己負担	所得制限
2,000g未満で生まれ、入院加療が必要な乳児	世帯所得に応じた自己負担金	なし

ひとり親家庭等医療

問 国保年金課 医療・年金係

◎対象者および一部負担金について (平成29年4月1日現在)

対象者	自己負担	所得制限
・母子家庭の母親 ・父子家庭の父親 ・母子家庭および父子家庭の児童 ・父母のいない児童	入院: 500円/日 (月7日限度) 通院: 800円/月	あり



保険・年金



国民年金

加入区分

問 国保年金課 医療・年金係

■加入区分

被保険者種類	該当する人
第1号被保険者	日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の農業・自営業者・学生・無職などの人で、被用者を対象とした年金制度に加入していない人
第2号被保険者	厚生年金、共済組合などの被用者を対象とした年金制度に加入している人
第3号被保険者	被用者を対象とした年金制度に加入している人(第2号被保険者)に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人

届出と手続

問 国保年金課 医療・年金係

次の場合、手続が必要です。

■20歳になったとき

年金の加入が必要です。(未加入から1号被保険者へ)

■会社などを退職したとき

2号から1号被保険者への変更手続が必要です。

扶養されている配偶者も3号から1号被保険者への変更手続が必要です。

■住所が変わったとき

■保険料の納付が困難なとき

一定の基準に該当する人は、申請免除の手続ができます。

■老齢基礎年金を請求するとき

1号のみの被保険者は、市で手続ができます。

■国民年金加入者または受給者が死亡したとき

死亡一時金または未支給年金が請求できる場合があります。

保険料を納める方法

問 国保年金課 医療・年金係

■国民年金の保険料を納める方法 (保険料は毎年、見直しがあります)

- 加入後に送られてくる納付書を使い、銀行や郵便局・コンビニエンスストアで納める。
- 金融機関の自動口座振替で納める。(手続は金融機関の窓口で)
- ※月々納める保険料を前もって最大で2年分まで前納できます。まとめて納めると割引になり大変お得です。
- ※口座引落としによる前納は、毎年2月までに届出をしておく必要があります。
- クレジットカード・インターネットバンキングで納める。

保険料の免除

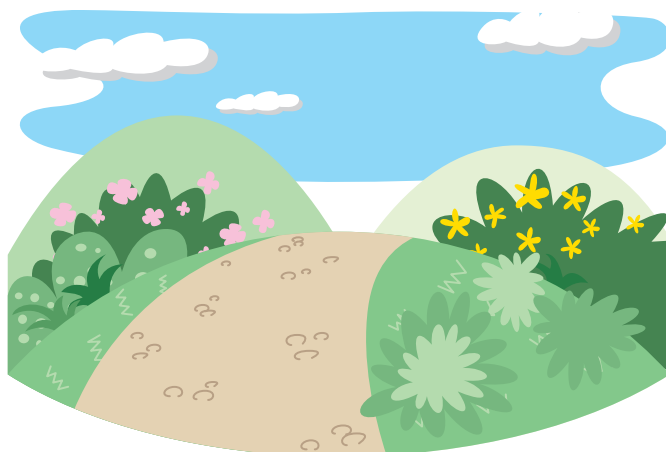
問 国保年金課 医療・年金係

■保険料の免除

保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料が免除される「免除制度」があります。免除を受けた期間は「受給資格期間(通算10年以上)」として加算されます。

全額免除、3/4免除、半額免除、1/4免除、納付猶予、学生納付特例は、いずれも10年以内であれば保険料を後から納めることができます。(免除部分を後から納めた期間は、老齢基礎年金が10割もらえます。)

納付猶予、学生納付特例は年金額に反映されません。全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除については、納付割合によって年金額に反映されます。



市県民税を納める人(納税義務者)

問 税務課 市民税係

市県民税を納める人は次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税額
市内に住所がある人	均等割額 + 所得割額
市内に住所はないが、市内に事業所などがある人	均等割額

※市内に住所があるかどうか、また、事業所などがあるかどうかは、その年の1月1日(賦課期日)現在の状況で判断されます。

市県民税が課税されない人

問 税務課 市民税係

均等割も所得割もかからない人

- 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- 障がい者・未成年者・寡婦または寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下だった人

均等割がかからない人

前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

- 控除対象配偶者や扶養親族がいない人
→28万円
- 控除対象配偶者や扶養親族がいる人
→28万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+本人)+16万8,000円

所得割がかからない人

前年中の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人

- 控除対象配偶者や扶養親族がいない人
→35万円
- 控除対象配偶者や扶養親族がいる人
→35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+本人)+32万円

市県民税の計算方法

問 税務課 市民税係

市県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。
市県民税額＝均等割額＋所得割額

均等割の税額

5,500円(市民税3,500円 県民税2,000円)

※県民税には森林環境税500円が含まれています。

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、県や市が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの間、上記の額となります。

所得割の税額

所得割の税額は、一般に次のような方法で計算されます。

所得割額＝(所得金額－所得控除額)×税率－税額控除－配当株式所得割額控除

法人市民税の納税義務者

問 税務課 市民税係

法人市民税の納税義務者は以下のとおりです。

- 市内に事務所や事業所がある法人
 - 市内に寮・保養所などを有する法人で、事務所や事業所がない法人
 - 市内に事務所や事業所を有する公共・公益法人などまたは法人でない社団などで収益事業を行わないもの
- ※1. に掲げる法人に対しては均等割と法人税割がかかり、2. と3. に掲げる法人などに対しては均等割だけがかかります。



税金

法人市民税の税率

問 税務課 市民税係

均等割

区分		税額
資本金等の金額	小郡市分の従業員数	
1,000万円以下	50人以下	5万円
	50人超	12万円
1,000万円超1億円以下	50人以下	13万円
	50人超	15万円
1億円超10億円以下	50人以下	16万円
	50人超	40万円
10億円超50億円以下	50人以下	41万円
	50人超	175万円
50億円超	50人以下	41万円
	50人超	300万円

※法人税額の算定期間中に、小郡市内に事務所などを有していた期間が1年に満たない場合は、事務所などを有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定します。

均等割額＝法人市民税均等割(年額)×事務所などを有していた月数÷12

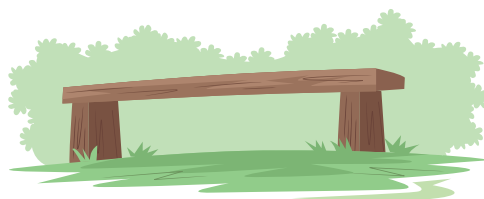
法人税割

法人市民税の法人税割の課税標準は、法人税額です。
小郡市の法人市民税の法人税割の税率は、以下のとおりです。

法人税割の税率	
平成26年9月30日までに開始した事業年度の法人税割額	14.7%
平成26年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割額	12.1%



税金



軽自動車税年額と廃車等手続先

問 税務課 市民税係

軽自動車税の年税額(平成29年度以降)と廃車などの手続先は以下のとおりです。

区分					税率(年額)	手続先
原動機付自転車	二輪	総排気量または 定格出力	50ccまたは0.6kW以下のもの		2,000円	小郡市役所税務課市民税係 ☎0942-72-2111 内線124・125
			50ccまたは0.6kWを超え90ccまたは0.8kW以下のもの		2,000円	
			90ccまたは0.8kWを超え125ccまたは1.0kW以下のもの		2,400円	
	三輪以上のもの(一定の構造のものを除きます)で、総排気量が20ccまたは定格出力が0.25kWを超えるもの		3,700円			
小型特殊自動車			農耕作業用のもの		2,400円	
			その他のもの		5,900円	
軽自動車	二輪(125ccを超え250cc以下のもの)				3,600円	久留米軽自動車協会(二輪) ☎0942-21-8893
	三輪のもの (660cc以下のもの)	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両		3,100円		
		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両		3,900円		
	四輪以上のもの (660cc以下のもの)	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	乗用	営業用	5,500円	
				自家用	7,200円	
			貨物用	営業用	3,000円	
				自家用	4,000円	
		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両	乗用	営業用	6,900円	
				自家用	10,800円	
			貨物用	営業用	3,800円	
自家用				5,000円		
二輪の小型自動車(総排気量が250ccを超えるもの)					6,000円	久留米自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2081

軽自動車税の標準税率は、車両区分ごとに定められていますが、市町村では、これを標準として必要に応じて区分を設けることができます。したがって、市町村により税率が異なる場合があります。

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに、最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有するものは、翌年度分が軽課税率となります。

毎年4月1日現在で、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車については、重課税率となります。ただし、電気軽自動車と被けん引自動車などは除きます。

固定資産税を納める人(納税義務者)

問 税務課 資産税係

固定資産税を納める人は、原則として賦課期日(毎年1月1日)現在の固定資産の所有者です。具体的には右記のとおりです。ただし、所有者が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日現在で、その土地・家屋を実際に所有している人が納税義務者となります。

土地	土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記(登録)されている人
家屋	建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記(登録)されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

税額算定のあらまし

問 税務課 資産税係

固定資産税は、次のような手順で税額が決定され、納税者に通知されます。

■ 1. 固定資産を評価し、その価格を決定して、その価格をもとに課税標準額を算定します。

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき固定資産評価員が評価します。市長は固定資産の評価額を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。このようにして決定された評価額や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録されます。固定資産の土地と家屋の評価額は3年に1度見直しが行われます。これを「評価替え」といいます。

原則として、固定資産課税台帳に登録された評価額が課税標準額となります。しかし、住宅用の敷地のように特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は評価額よりも低く算定されます。

■ 2. 税額などを記載した納税通知書を納税義務者あてに通知します。

納税通知書には、固定資産の評価額をはじめ、課税標準額、税率、税額、納期、各納期ごとの納付額、納付の場所のほか、納期限までに税金を納付しなかった場合の措置や納税通知書の内容に不服がある場合の申立ての方法などが記載されています。

■ 3. 固定資産税の税率

小郡市の固定資産税の税率は、条例で以下のとおり定められており、税額の算定が行われます。

(課税標準額×税率=税額)

税 率	1.4%
-----	------



国民健康保険に加入したときの国民健康保険税(国保税)

問 国保年金課 国保係

国保税は、国民健康保険の被保険者がいる世帯の世帯主に課税される税金で、被保険者の所得により決まるもの(所得割)と加入者に固定で負担してもらうもの(均等割・平等割)の合計で決定します。

各種証明書の手数料

どなたの証明書が必要ですか？

代理人申請の場合は委任状が必要です。ただし、①市内在住で申請者と「住民票上同一世帯」の方であって、②証明書の目的が「融資」・「保証人」・「裁判所提出用」以外の場合に限り、委任状は不要です。

また、申請の際は窓口に来られた方の本人確認を行います。運転免許証・住基カード・個人番号カード・健康保険証などの証明書を提示してください。

問 税務課市民税係

証明の種類	記載されている内容	手数料 (1件につき)
所得・課税(非課税)証明	・個人の所得金額 ・所得の内訳 ・所得控除の内訳 ・個人の市県民税額	300円
事業所証明	法人の本社名などおよび市内にある事業所名および所在地	300円

問 税務課資産税係

証明の種類	記載されている内容	手数料 (1件につき)
資産評価証明	固定資産の所在地・地目(家屋の場合は構造・用途・建築年)・面積・評価額	300円(※1)
資産登録証明	固定資産の所在地・地目(家屋の場合は構造・用途・建築年)・面積	300円(※1)
課税(非課税)証明	課税標準額・年税額・軽減税額(新築住宅軽減税額)	300円
資産(無資産)証明	所有する固定資産の合計の証明(資産を所有していないことの証明)	300円
公課(評価)証明	固定資産の所在地・地目(家屋の場合は構造・用途・建築年)・面積・評価額・課税標準額・税相当額	300円(※1)
名寄帳写し	所有全固定資産の1件ごとの固定資産の所在地・地目(構造・用途・建年)・面積・評価額・課税標準額・負担水準・軽減税額・年税額	100円(1枚につき)

証明の種類	記載されている内容	手数料 (1件につき)
土地・家屋台帳の閲覧(※2)		300円(台帳1冊を1件)
字図・地番集成図の写し(※2)	図形・地番	100円
字図証明(※2)	図形・地番および公図であることの証明	300円
住宅用家屋証明(※2)	租税特別措置法施行令第41条、第42条第1項、第42条の2、第42条の2の2の規定に該当する証明	1300円
登録証明	固定資産の所在地・課税地目(家屋の場合は構造・用途)・面積 ※ただし、建築確認・建築許可用です。	500円
航空写真の写し(※2)		1000円

※1 ただし、5筆(棟)を超えるものは、1筆(棟)増すごとに50円を加えます。

※2 本人確認は不要で申請・閲覧できるものです。

納税証明

問 収納課収納係

窓口に来た方の本人確認を行います。
本人以外の方が請求される場合は、委任状が必要です。

証明の種類	記載されている内容	手数料 (1件につき)
軽自動車税の車検用納税証明(※)		1通300円 (※印の証明は無料です。)
国民健康保険税確定申告用納付証明(※)		
納税証明	・市県民税 ・法人市民税 ・固定資産税 ・国民健康保険税 ・軽自動車税	
滞納のない証明		

● 証明書などの郵便請求もできます

詳細については、各担当課へお尋ねください。





健康・健診・予防接種

母子健康手帳の交付

問 健康課 健康推進係

母子健康手帳はお母さんと子どもの健康を守るために作られたもので、妊娠、出産、乳幼児期の健康状態や育児の様子を記録する大切なものです。

妊娠がわかったら、健康課(あすてらす内)まで妊娠届出書を提出してください(届出に必要な書類はお問い合わせください)。母子健康手帳の交付とともに、妊婦健康診査補助券をお渡します。また、各教室のご案内や妊娠・出産・育児に関する支援制度や母子保健事業についてお知らせします。

保健師、管理栄養士による相談や訪問も行っていますので、気軽に相談してください。

妊婦健康診査

問 健康課 健康推進係

妊娠中の母体の健康維持と赤ちゃんの健やかな発育を促すために定期的に健診を受けましょう。

妊婦健康診査の目安

安心して出産にのぞむため、また異常を早期に発見して対処するために、妊婦健康診査を受診する回数は、一般的には次のような間隔で受診することが望ましいとされています。

妊娠週数	健診回数
妊娠初期より妊娠23週まで	4週間に1回
妊娠24週より妊娠35週まで	2週間に1回
妊娠36週以降分娩まで	1週間に1回

※適切な健診間隔はその方によって異なります。医師の指示に従い、きちんと受診しましょう。

妊婦健康診査の公費負担

市では、妊婦健康診査の費用の一部を公費で受診できる妊婦健康診査補助券14回分を母子健康手帳交付時にお渡します。

成人の健診

問 健康課 健康推進係

集団健診の日程、各健(検)診の対象者、自己負担金などは、広報紙や健診対象世帯へ配付する「小郡市健康診査のご案内」、ホームページでお知らせします。

がん検診・肝炎ウイルス検診・若年者健診

今や2人に1人ががんにかかる時代です。年に一度の健康チェックで早めの発見、早めの治療が大切です。健(検)診を利用して快適な毎日を送りましょう。

* 検診の種類

- ・胃がん検診
- ・大腸がん検診
- ・胸部検診
- ・子宮頸がん検診
- ・乳がん検診
- ・前立腺がん検診
- ・若年者健診(生活習慣病予防健診)
- ・肝炎ウイルス検診

特定健康診査

生活習慣病の発症や重症化を防止することを目的に行う健診です。国民健康保険加入の40～74歳(年度末年齢)の人が対象です。

乳幼児健診

問 健康課 健康推進係

子どもの健康状態や身長・体重などの発育発達をみるための健診です。日程や詳細は、広報やホームページをご覧ください。

対象児には個別に案内しますので、受診しましょう。

- * 4か月児健診
- * 10か月児健診
- * 1歳6か月児健診
- * 3歳1か月児健診

予防接種

問 健康課 健康推進係

予防接種法に基づく予防接種は、指定の実施医療機関において個別接種で実施しています。

子どもの定期予防接種

- 種類: ヒブ、肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、ジフテリア・破傷風(DT)、BCG、麻しん風しん、水痘(みずぼうそう)、日本脳炎、子宮頸がん(平成29年4月1日時点)
- 費用: 定期予防接種の対象者は無料です。

高齢者の定期予防接種

- 種類: インフルエンザ、肺炎球菌(平成29年4月1日時点)
- 費用: 自己負担金があります。

予防接種の種類によって対象年齢や接種回数・間隔が異なります。対象年齢や回数、実施医療機関など詳細については、健康カレンダーやホームページをご覧ください。お尋ねください。



健康・健診・予防接種





保育所(園)一覧

問 子育て支援課 子育て支援係

●公立保育所

保育所名	住所	電話番号	開所時間
三国保育所	三沢4130番地1	75-5031	7:00～19:00
御原保育所	ニタ1513番地	72-5100	7:30～18:30
大崎保育所	大崎828番地1	72-8337	7:20～19:00

●私立保育園

保育所名	住所	電話番号	開所時間
小郡保育園	寺福童957番地1	72-3474	7:00～18:30
味坂保育園	八坂201番地	72-1101	7:00～18:30
松崎保育園	松崎677番地1	72-6537	7:30～19:00
城山保育園	干潟1135番地1	72-5306	7:30～19:00
小郡中央保育園	小郡76番地	72-3883	7:30～19:00
大原保育園	大板井620番地2	72-8388	7:30～19:00
三国が丘保育園	三国が丘4丁目124番地2	75-8460	7:00～19:00
みすず保育園	津古1003番地	23-0876	7:00～19:00
すばる保育園	稲吉1355番地1	72-0662	7:30～19:00
さくら乳児保育園	美鈴が丘5丁目25番地11	75-2023	7:00～18:30
のびっこ園	小郡753番地11	73-3035	7:30～18:30

※平成30年3月に、小規模保育園あすみ(あすみ1丁目40番地)が開所予定です。

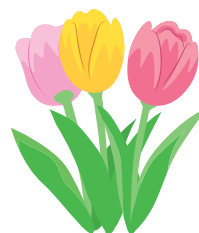
※さくら乳児保育園、のびっこ園、小規模保育園あすみは、3歳未満児までの乳幼児が対象です。

※土曜日の開所時間については、各園にお尋ねください。

●入所の基準

児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該乳幼児を保育することができないと認められる場合です。

- ①昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
(1日4時間以上および月15日以上かつ64時間以上)
- ②昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
(1日4時間以上および月15日以上かつ64時間以上)
- ③妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。
(出産予定日または出産日の前後合わせて6か月間のうち必要な期間)
※ただし、入所希望日は出産予定日の2か月前の1日からになります
- ④疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がいを持っていること。
- ⑤同居または長期入院している親族の介護・看護。
- ⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑦求職活動中であること、就学中であること。
- ⑧虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合。



小郡市ファミリー・サポート・センター事業

問 ファミリー・サポート・センターおごおり ☎27-5411

ファミリー・サポート・センターとは、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(協力会員)が会員となり、地域で育児を助け合う会員組織です。

● 具体的な援助活動

- ・仕事や買物などで外出する際の子どもの預かり
- ・保育所、幼稚園などへの送迎、帰宅後の預かり
- ・冠婚葬祭や学校行事の際の子どもの預かり

※利用するには、会員登録が必要です。お問い合わせください。

一時預かり

問 味坂保育園 ☎72-1101
城山保育園 ☎72-5306
小郡市子育て支援センター ☎73-5041

一時預かりとは、保護者の疾病・看護・介護・災害・事故・冠婚葬祭などやむを得ない理由により、一時的に保育が必要な時に保育所で子どもを保育するサービスです。

利用するには、事前登録や予約が必要になります。

詳しくは、上記施設にお問い合わせください。受け入れ定員を超えるなど、お預かりできない場合があります。

病児・病後児保育事業

問 子育て支援課 子育て支援係

この事業は、小学生までの子どもが病気または病気の回復期などで、集団生活が困難であり、かつ、昼間家庭で育児できない場合に「一時預かり」を行うものです。保護者の「子育てと就労の両立」を支援し、児童の健全育成を目的としています。

利用するには、事前登録や予約が必要になります。詳しくは、下記施設にお問い合わせください。

● 場所

こぐま子どもの家(社会福祉法人 こぐま福祉会)
小郡市大板井1143番地1 ☎72-7221
まどかチャイルドケアセンター(医療法人社団 豊泉会)
小郡市あすみ1丁目40番地 ☎65-9096

幼稚園一覧

問 教務課 教務係

小郡市内には、2か所の市立と、3か所の私立幼稚園があります。詳しい内容は、各幼稚園にお問い合わせください。

● 公立

小郡幼稚園 ☎72-5501 小郡市小郡1600番地2
三国幼稚園 ☎75-1108 小郡市三国が丘6丁目72番地

● 私立

小郡カトリック幼稚園 ☎72-8441 小郡市小郡636番地1
三井幼稚園 ☎72-6984 小郡市吹上1060番地
麻生学園アスター幼稚園 ☎75-1018 小郡市希みが丘5丁目6番地11

幼稚園就園奨励費

問 教務課 教務係

私立幼稚園に通っている子どもがいる家庭に対し、世帯の所得および子どもの人数に応じて補助金を支給しています。

公立幼稚園については、授業料の減免により、保護者の経済的負担の軽減を図っています。

● 手続 毎年6月ごろに各幼稚園を通して行います。

子育て短期入所生活支援事業(ショートステイ)

問 子育て支援課 児童家庭係

子育て短期入所生活支援事業は、一時的に家庭における養育が難しくなった児童を児童福祉施設において一定期間宿泊し、養育・保護する事業です。

① 対象事由 保護者の疾病・出産・冠婚葬祭・事故・失踪・出張転勤・看護・災害復旧・学校等の公的行事への参加等の場合

② 期 間 原則 7日間まで

③ 対象年齢 0歳から18歳未満の児童

④ 利 用 料 2歳未満 5,350円×日数×人数

2歳以上 3,500円×日数×人数

(非課税世帯やひとり親世帯等は減免があります)

⑤ 実施施設 洗心寮(基山町宮浦823-2番地) 1歳以上児
清心慈愛園(三井郡大刀洗町大字山隈377) 2歳以上児
清心乳児園(三井郡大刀洗町大字山隈377) 2歳未満児



子育て



学童保育所一覧

問 子育て支援課 子育て支援係

保護者が日中就労などのために家庭にいない小学生を、放課後などに預かり、適切な遊びと生活の場を提供します。

入所など、詳しくは各学童保育所にお問い合わせください。

学童保育所名	所在地	電話番号
三国校区第1学童保育所	小郡市力武1012番地	75-3620
三国校区第2学童保育所	小郡市力武1012番地	75-3605
大原校区学童保育所	小郡市大保1394番地	73-4040
小郡校区第1学童保育所	小郡市小坂井288番地	73-4370
小郡校区第2学童保育所	小郡市小坂井288番地	73-4318
東野校区学童保育所	小郡市小郡2409番地12	72-6843
味坂校区学童保育所	小郡市八坂466番地	73-4298
のぞみが丘校区第1学童保育所	小郡市希みが丘5丁目2番地17	75-1835
のぞみが丘校区第2学童保育所	小郡市希みが丘5丁目2番地17	75-2032
のぞみが丘校区第3学童保育所	小郡市希みが丘5丁目2番地17	75-2036
立石校区学童保育所	小郡市吹上968番地2	73-0122
御原校区学童保育所	小郡市ニタ308番地1	72-0117

(平成29年7月1日現在)

児童手当・特例給付

問 子育て支援課 児童家庭係

児童手当とは

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給される手当で、中学校修了前まで(15歳到達後最初の3月31日まで)の子どもを養育している人(複数いる場合は、家計の主宰者)が受給者となります。

なお、所得制限をこえる場合は、特例給付が支給されます。

手当月額	0～3歳未満(3歳誕生月まで)	1万5,000円
	3歳～小学校修了前 第1子・第2子	1万円
	〃 第3子以降	1万5,000円
	小学校修了後～中学校修了前	1万円
	特例給付	5,000円
※養育する18歳到達後最初の3月31日までの間にある子どものうち、年長者から第1子、第2子と数えます。		

支給要件

- ◆子どもが国内に住んでいること。(留学中の場合を除く)
- ◆未成年後見人や父母指定者(父母などが国外にいる場合)にも支給されます。
- ◆児童養護施設などに入所している子どもは、施設の設置者などに支給されます。
- ◆両親が離婚協議中などで別居している場合、子どもと同居している人に支給されます。



子育て

小郡市子育て支援拠点事業

問 子育て支援課 子育て支援係

子育て中の親子の交流などを促進し、子育て中の親の孤独感や不安解消を図ります。支援センターやつどいの広場の実施、子育て相談、育児や子育てに関する情報提供を行っています。

詳しくは、下記支援センターおよびつどいの広場にお問い合わせください。

小郡市子育て支援センター	☎73-5041
味坂保育園子育て支援センター	☎080-3183-4958
三国が丘保育園子育て支援センター	☎090-5288-1254 または75-8460
つどいの広場ぽかぽか	☎75-7077



児童扶養手当

問 子育て支援課 児童家庭係

対象者

次のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(中程度以上の障がいがある場合は20歳未満)子どもを養育している母、父、または養育者に支払われます。**ただし、申請者本人や同居の扶養義務者(申請者の父母、祖父母、子、兄弟姉妹など)の所得によって審査されます。**

なお、国内に住所がないときは対象になりません。

1	父母が離婚した
2	父または母が死亡した
3	父または母が障がいを持っている(年金の障害等級1級程度)
4	父または母の生死が不明
5	父または母から1年以上育児放棄されている
6	父または母が引き続き1年以上拘禁されている
7	未婚で出産した

手当額

全部支給と一部支給があり、申請者の所得額に応じて手当額が決まります。

全部支給	4万2,290円	(平成29年4月改正)
一部支給	9,980円～4万2,280円	

第2子は5,000～9,990円、第3子以降はそれぞれ3,000～5,990円が加算されます。

特別児童扶養手当

問 福祉課 障がい者福祉係

特別児童扶養手当とは

精神または身体が障がいの状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童を対象に、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

対象者

日本国内に住所があり、手当の支給対象となる児童を監護している父か母、または、父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。



子育て





介護保険事業

問 介護保険課 介護保険係

介護保険は、高齢者の暮らしを社会全体で支え合う社会保険方式の制度です。

介護や支援が必要になっても、高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、保健・医療・福祉にわたるサービスから適切なサービスを選択して利用することにより、住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を送れるよう支援します。

●対象者

65歳以上の人(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人(第2号被保険者)。

●保険料の納付

【第1号被保険者】

本人の所得や世帯の課税状況に応じて、保険料の段階が決まります。

年金額が一定以上の人は年金から天引きされます。(特別徴収)

それ以外の第1号被保険者は個別に払います。(普通徴収)

【第2号被保険者】

現在払っている医療保険料と一括して支払います。保険料は給料や所得などに応じて決まります。被扶養者は、加入している医療保険でまかなわれるので、個別に納める必要はありません。

申請からサービスの利用まで

介護サービスを利用するには要介護認定の申請が必要です。要介護認定とは、介護の必要の程度を判断するものです。

①申請する



②要介護認定

- 訪問調査
- 主治医の意見書
- 1次判定
- 2次判定(認定審査)



③結果の通知

- 要支援・要介護
- 非該当



④計画の作成

- 居宅介護支援事業者
- 介護保険施設など
- 地域包括支援センター

※非該当の場合、地域支援事業などを利用



⑤サービスの利用

●受けられるサービス

- ・在宅サービス…訪問介護(ホームヘルプ)、訪問看護、通所介護(デイサービス)、短期入所(ショートステイ)、福祉用具の貸与および購入費支給、住宅改修費の支給など
- ・施設サービス…特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- ・地域密着型サービス…小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護など

自己負担割合と負担の軽減

介護サービスを利用したときは、負担割合に応じて利用料を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い人には負担を軽減する仕組みがあります。



一般介護予防事業

問 小郡市地域包括支援センター

①介護予防普及啓発事業

介護予防のための知識を普及するために介護予防講演会を開催しています。

②地域介護予防活動支援事業

社会福祉協議会のふれあいネットワーク事業と連携し、身近な地域公民館などで高齢者サロン事業を普及・推進する協力員を養成しています。

高齢者福祉サービス事業

問 介護保険課 高齢者サービス係

①生きがい活動支援通所サービス(生きがいデイサービス)

週1回、通所による介護予防のためのデイサービスです。簡単な運動、栄養・お口に関する講座、趣味活動、レクリエーションなどを行います。

●対象者

要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者が対象です。

②生活管理指導員派遣事業

生活管理指導員(ホームヘルパー)を週1回程度派遣し、買い物・洗濯・清掃・調理など指導・支援を行います。利用者は指導員と一緒に作業を行います。

●対象者

要支援・要介護認定を受けていないひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、身体的・精神的な状況により日常生活にお困りの人。事前に訪問調査が必要です。

③生活管理指導短期宿泊事業

ご家族が不在になる場合などに、施設に短期間宿泊できます。宿泊施設は、養護老人ホームになります。

●対象者

要支援・要介護認定を受けていない高齢者が対象です。

④食の自立支援事業(配食サービス)

高齢者向けにお弁当を宅配します(月～土曜日・夕食)。

●対象者

ひとり暮らしの65歳以上の高齢者または65歳以上の高齢者のみの世帯の人で、心身の状況により、食事の確保が困難な人が対象です。事前に訪問調査が必要です。

⑤介護用品給付サービス事業

紙おむつ、尿とりパッドなどを月額6,000円または月額3,000円を限度に支給します。

●対象者

本人が市民税非課税であって、在宅で寝たきりまたは認知症などにより介護用品が必要な高齢者。事前に訪問調査が必要です。

⑥小郡市すみよか事業

在宅で介護を必要とする高齢者またはその同居者に対し、高齢者に配慮した住宅に改修するための費用の一部を補助します。内容については着工前にご相談ください。(補助できない場合もあります)

●対象者

要介護認定において、要支援・要介護と判定された人で、当該世帯生計中心者の住民税および前年所得税課税年額が非課税の世帯に属する人。

⑦寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

年2回を限度に寝具の洗濯乾燥消毒を行います。

●対象者

ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯の人で、身体的な理由などで寝具類の衛生管理が必要な人。

⑧軽度生活援助事業

在宅のひとり暮らしの高齢者または高齢者夫婦などが自立した生活を継続できるよう、軽易な日常生活上の援助を行います。

●対象者

65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、日常生活上の援助が必要な人。

⑨訪問理美容サービス

外出が困難な高齢者の自宅に理美容師が出張し、手軽に理美容を受けられます。

●対象者

65歳以上の在宅の高齢者で、一般の理美容サービスを利用することが困難な方であつ、要介護2以上の判定を受けている人。

⑩緊急通報システム整備事業

家庭内に通報装置を設置します。24時間見守り体制を整えたコールセンター方式により、いつでも専門スタッフによる相談ができ、緊急時には緊急通報センター、協力員、緊急連絡先と連携した対応を行います。

●対象者

ひとり暮らしの65歳以上の高齢者などで、重度の慢性疾患などにより緊急通報が必要な人。事前に訪問調査が必要です。

⑪老人保護措置事業

環境上・経済上の理由により居宅で生活することが困難な65歳以上の高齢者を養護老人ホームへ入所措置し、生活を支援します。

●対象者

環境上、経済上の理由により、居宅で生活が困難な高齢者。



高齢者生きがいづくり

問 介護保険課 高齢者サービス係

①老人クラブ活動推進

老人福祉の増進や地域社会の福祉に寄与するために、市内では、単位老人クラブが活動しています。この単位老人クラブを取りまとめた連合体として、小郡市老人クラブ連合会が組織されています。

②シルバー人材センター加入・就労の促進

高齢者などが組織的に働くことを通じて、収入を得るとともに、健康を保持し、生きがいを持ち、地域社会に貢献することを目的としています。定年退職などで引退後の、健康で働く意欲と能力があるおおむね60歳以上の高齢者に、臨時的かつ短期的な業務への就業機会を提供します。

公益社団法人小郡大刀洗広域シルバー人材センター
福童688番地1 ☎73-1881
URL <http://ogoori-tachiarai-sjc.com>

小郡市在宅介護支援センター

高齢者の在宅介護などに関する相談を受け、情報提供や関係機関との連絡調整を行う、小郡市が委託した事業所の職員です。

また、民生委員・児童委員や地域の方々との連携を図りながら、日常生活の支援が必要な高齢者に対して訪問なども行っています。

小郡校区・御原校区 ・味坂校区・立石校区	弥生園在宅介護支援センター 0942-73-4851
大原校区・三国校区・東野校区 のぞみが丘校区	しらさぎ苑 在宅介護支援センター 0942-75-3476

小郡市地域包括支援センター

小郡市地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支援する目的で設置されています。

- ・高齢者が困っているが、問い合わせ先やサービスが分からない。
- ・介護保険のサービスを受けたいので手続を教えてほしい。
- ・介護保険以外のサービスや制度のことを知りたい。

- ・高齢者が虐待を受けているかもしれない。
- ・認知症の高齢者のことで相談したい。

このようなとき、また、その他高齢者に関することで分からないことがありましたら、お気軽にご相談ください。

●連絡先

小郡市地域包括支援センター

☎72-7551(直通)

72-2111(内線455・456・457)

小郡市役所北別館1階

福祉タクシー制度

問 福祉課 障がい者福祉係

重度障がい者の社会参加を促進するため、タクシーの基本料金が割引となる福祉タクシー利用券を交付します。

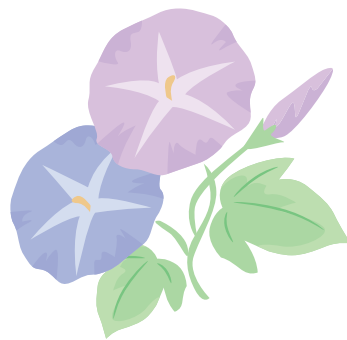
対象者	下記のいずれかの手帳所持者 身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級 療育手帳A判定	
交付枚数 (上限)	じん臓機能障がい者で 血液透析を受けている人	月8枚、年間96枚
	上記以外の人	月4枚、年間48枚
持参するもの	・対象の障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳) ・印鑑	

障がい者福祉

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

問 福祉課 障がい者福祉係

一定の障がいがあると認められる場合、身体の障がいがある人には身体障害者手帳、知的障がいがある人には療養手帳、精神障がいがある人には精神障害者保健福祉手帳を交付し、各種の援助施策を実施しています。なお、手帳は申請から交付までに1～2か月かかります。詳しくは、福祉課障がい者福祉係へお問い合わせください。



■ 障害者総合支援法における各種サービス

問 福祉課 障がい者福祉係

各種サービスを利用するには、支給申請を行い、支給決定を受ける必要があります。申請できる人は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳をお持ちの人、難病の人などです。

各種サービスごとに利用できる人が異なります。

● 障害福祉サービス

対象となるサービスは、介護給付(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援)と訓練等給付(自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助)です。

● 障害児通所等支援

対象となるサービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援です。

● 自立支援医療(更生・精神・育成)

手術や治療での障がいの軽減・除去が確実に見込まれる場合の医療の給付(更生医療)、通院医療費の一部補助(精神通院医療)、手術や治療で障がいの治療改善が可能な18歳未満の児童に対する医療費の援助(育成医療)を行います。

● 補装具費、地域生活支援事業

補装具費(義肢・装具・車いすなど)の支給、日常生活用具の給付、訪問入浴支援、運転免許取得費用助成、自動車改造費助成、移動支援、日中一時支援などの事業があります。

● サポネットおごおり

小郡市障害者相談支援事業の委託をしており、障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、障がい者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言・援助などを行います。

● 問い合わせ先

小郡市障害者生活支援センター サポネットおごおり
☎0942-72-3175

● ワークショップ虹

小郡市障害者地域活動支援センター事業を委託しており、障がい者に創作的活動や生産活動の機会を提供し、生活の自立と社会参加の促進を図っています。

● 問い合わせ先

ワークショップ虹
☎0942-73-5212

■ 特別障害者手当

問 福祉課 障がい者福祉係

身体や精神に重度の障がいがあり、日常的に特別な介護を必要とする人には、特別障害者手当が支給されます。

● 対象者

20歳以上の在宅の障がい者で下記に該当する人

- (1) 重度の障がい重複している人
- (2) 重度の肢体不自由で、かつ、日常生活に特別な介護を必要とする人
- (3) 心臓、じん臓などの内部障がいがあり、絶対安静を必要とする人
- (4) 知的障がいまたは精神障がいがある人で、日常の動作、行動にほぼ全面的に介護が必要な人

※入院中や福祉施設に入所中の人は、対象となりません。

※本人、扶養義務者などの所得が限度額以上の場合は支給されません。

詳しくは、福祉課障がい者福祉係へお問い合わせください。

■ 障害児福祉手当

問 福祉課 障がい者福祉係

身体や精神に重度の障がいがあり、日常的に特別な介護を必要とする20歳未満の児童に対し、障害児福祉手当が支給されます。

● 対象者

20歳未満の在宅の障がい児で下記に該当する人

- (1) 身体障害者手帳1級および2級の一部の児童
- (2) 療育手帳AでIQがおおむね20以下の児童
- (3) 血液、肝臓などの内部疾患があり、日常生活に常時介護を必要とする児童
- (4) 精神障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とする児童

※入院中および福祉施設に入所中の人は対象となりません。

※本人、扶養義務者などの所得が限度額以上の場合は支給されません。

詳しくは、福祉課障がい者福祉係へお問い合わせください。



■その他の障がい者福祉制度

問 福祉課 障がい者福祉係

心身障害者扶養共済制度、各種手当の支給、有料道路割引制度、NHK放送受信料免除などの制度があります。

■その他、福祉に関する制度・サービスのご案内

●民生委員・児童委員

問 福祉課 地域福祉係

地域の身近な相談相手として、地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談、援助活動を行っています。

個人情報とは固く守られますので、高齢者や障がいのある方、子育てや介護をしている方など、生活上で悩みを抱えられている方は、お気軽にご相談ください。

●戦傷病者・戦没者遺族の援護

問 福祉課 生活福祉係

戦傷病者・戦没者の遺族への特別給付金・特別弔慰金や慰霊巡拝などの受付をしています。また、戦没者追悼式を行っています。

小郡市社会福祉協議会

問 総合保健福祉センター「あすてらす」内(二森1167-1)

☎73-1120

社会福祉協議会とは、そこに住む住民をはじめ、さまざまな地域の関係団体のほか、自治体や社会福祉事業者など幅広い福祉関係者で構成されている社会福祉法人です。住民が主体となって自主的に福祉活動への支援やボランティア活動の推進、福祉教育を行い、地域の課題を計画的・共同的努力によって解決しようとする公共性の高い民間非営利団体であり、住民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを使命とする組織です。

小郡市社会福祉協議会では次のサービス事業を行っています。

●心配ごと相談(相談料 無料)

さまざまな心配ごと・困ったことなど、気軽に相談を持ち込む窓口です。

●一般相談 毎月第1・3・5木曜日 午後1時から午後4時まで

●弁護士相談 毎月第2・4木曜日 午後1時から午後4時まで

※弁護士相談は電話予約が必要です。

・前週の木曜日午前9時から電話で受付。

・先着6名のためお断りする場合があります。

※相談日が祝日などの場合、翌日などに変更しています。

●生活困窮者自立支援相談窓口

ひきこもり・障がい・借金・未就労など、さまざまな理由で生活に困っている方が一歩を踏み出すために、解決策を一緒に考えます。

また、相談内容により各種機関と連絡調整しながら一つの課題を整理し、支援の方針を決めていきます。

●家計相談支援窓口 毎週火・金曜日 午前9時～午後5時

※事前にご連絡をお願いします。

●日常生活自立支援事業

社会福祉法に基づき、認知症、知的障がい、精神障がいがある方で、日常生活に困っている方に、福祉サービス利用や日常的な金銭管理のお手伝いをします。

社会福祉協議会が窓口となり、相談を随時受け付け、その後、専門員が対応し生活支援員がサービスを実施します。ただし、サービスに応じて自己費用が必要となります。

●生活福祉資金貸付制度

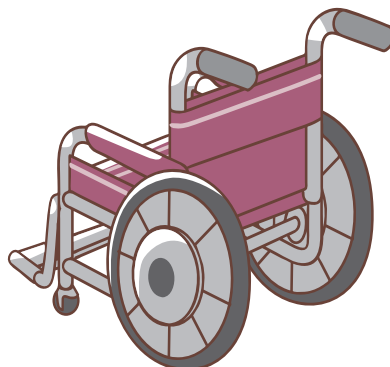
所得の少ない世帯、障がいを持つ人(手帳保持者)や介護を要する高齢者が同居している世帯に対して、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図るために、次のような資金をお貸しします。ただし、この資金は日常的な『生活費』をお貸しするものではありませんので、ご注意ください。

申込みは所定の様式および書類を添付し、小郡市社会福祉協議会にて聞き取りを行い、福岡県社会福祉協議会で貸付審査が行われます。

※貸付内容によっては、居住地の担当民生委員をとおして申請していただくことがあります。

○貸付内容(例)

- ・結婚や出産、葬祭に際し必要な資金
- ・機能回復訓練器具や日常生活の便宜を図るための用具資金
- ・引越しやそれに伴う必要な資金(運送費、敷金、給排水・電気設備など)
- ・障がい者の方が社会参加するのに必要な自動車購入資金
- ・住宅の増改築や補修などの資金
- ・高校、短大や大学などへ入学する費用や学費などの資金
- ・介護保険法や障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)による福祉サービスを受けるために必要な経費やサービス受給期間中の生計を維持するための資金
- ・その他、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対する小口資金
- ・失業により生計の維持が困難となった世帯に対する、一定期間のつなぎ資金
- ・仕事を始めるための資金や、就職するために必要な知識・技能を習得するための資金



●連帯保証人

原則として1名。地方税に基づく住民税が課税され、福岡県内もしくは近隣に居住している方が必要です。ただし、どうしても保証人が立てられない場合は貸付利子が発生します。

●貸付利子

保証人を立てた場合は無利子 保証人なしの場合年利1.5%

●返済

一定の据置期間(据置期間中は無利子)後に、月賦で返済

※生活福祉資金は、資金の内容により貸付額や返済期間が異なります。

※借受人が定められた返済期限までに返済しなかったときは、延滞残元金に延滞利子がかかります。

詳しくは小郡市社会福祉協議会へお尋ねください。

●緊急援護資金

市内の低所得者が緊急時の際に、小口の貸付を行います。ただし、お住まいの地域の民生委員をとおしての申請と、保証人が必要になります。

●福祉バスの運行

福祉バス(さちかぜ号・22人乗り)は、社会福祉協議会の行事や市内の福祉団体やボランティア団体の研修などで利用できます。

・利用日 月～金曜日まで(土・日・祝日、年末年始は除く)

・利用時間 午前9時～午後5時

・利用人員 10名～22名

●貸出

体験学習のための福祉用具、教材の貸出を行っております。車いす、白杖、アイマスク、点字板、高齢者疑似体験セット、ビデオテープなど

●在宅サービス

①介護保険事業(訪問介護事業)

②障害者総合支援

・障害福祉サービス(ホームヘルプサービス)

・地域生活支援事業(ガイドヘルプサービス)

③生活管理指導員派遣事業(市受託事業)

④車いすの貸出

⑤車いす対応車輛貸出

⑥障害児タイムケア事業(放課後の預かり)

⑦障害児長期休暇スクール事業

(運営:グローバルネットワークおごおり)

●ボランティア情報センター

問 総合保健福祉センター「あすてらす」2階 ☎73-1131

小郡市内におけるボランティアの拠点として活動を推進し、ボランティアに関する情報収集や提供、講座の開催、活動支援を行います。

①ボランティア情報センター事業

・ボランティアに関する情報提供を行います。

・ボランティア活動を希望する方、受けたい方の登録を受け付けます。

②各種講座の開催

・点字講習会

・地域福祉講座

・ボランティア養成講座

③活動室や機材の貸出し

・利用登録を行い、部屋や機材を貸し出します。

・ボランティア保険関係の受付・手続を行います。

生活保護

問 福祉課 生活福祉係

生活保護の相談

生活保護に関する相談を受け付けています。

相談員	査察指導員・ケースワーカー
相談日時	市役所開庁時 午前8時30分～午後5時
相談場所	市福祉課生活福祉係





環境・ごみ

ごみの収集

問 生活環境課 リサイクル推進係

リサイクルできるものはリサイクルへ

●ごみとして出す場合、分け方は5種類です。

- ①燃えるごみ ②ビン ③不燃物 ④粗大ごみ
- ⑤有害ごみ(乾電池・水銀体温計など)

●資源ごみの分別回収品目は、10種類です。

- ①アルミ缶 ②スチール缶 ③新聞紙・チラシ ④雑紙
- ⑤段ボール ⑥布 ⑦食品トレイ ⑧紙パック
- ⑨ペットボトル ⑩剪定枝

●ごみの出し方

燃えるごみ、ビン、不燃物は市指定袋、粗大ごみは予約のうえ市指定シールを貼って出してください。市指定袋およびシールはリサイクル協力店で販売しています。
(詳細は、ごみ収集カレンダー参照)

●収集日

燃えるごみの収集は1週間に2回です。
不燃物、ビン、粗大ごみの収集は月に1回です。
(詳細は、ごみ収集カレンダー参照)

●特定家庭用機器を処分する場合

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機を廃棄する場合は、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)により、リサイクル料金の支払いが必要になります。市のごみ収集では、引取りができません。購入した店、または買い換える店に依頼するか、指定取引場所へ直接お持込みをお願いします。
(詳細はごみ収集カレンダー参照)

●パソコンを処分する場合

パソコンのリサイクルは、資源有効利用の促進に関する法律に基づいて行われています。市のごみ収集、販売店での回収は行っておりませんので、回収の申し込みは、廃棄するパソコンメーカーの受付窓口へご相談ください。

メーカーがない場合は、パソコン3R推進協会へご相談ください。
(詳細は、ごみ収集カレンダー参照)
一般社団法人パソコン3R推進協会
☎03-5282-7685 URL <http://www.pc3r.jp>

●ごみを自分で処理施設に持ち込む場合

家庭で発生したごみ(燃えるごみ・不燃物・ビン・粗大ごみ)を直接ごみ処理施設に持ち込む場合は、重量に応じて料金の支払いが必要です。

- 持ち込み先 クリーンヒル宝満
住所 筑紫野市原田1389番地
☎092-926-5300
URL <http://houman.sakura.ne.jp/>

●道路上で死亡した動物を見つけた時

国道または県道上の場合は久留米県土整備事務所に、市道上の場合は生活環境課に連絡してください。
久留米県土整備事務所 ☎0942-44-5222
小郡市役所生活環境課

し尿の汲み取り

問 生活環境課 リサイクル推進係

●定期収集日 月1回収集です。

●手続

- ・転入された方で汲み取りを希望される方は、担当地域の業者に直接申し込みください。
- ・人頭制の場合、乳幼児や高齢者も人員の算定に含まれます。人員の変更があった場合は、必ず収集業者に連絡してください。
- ・紙おむつ、タバコ、ロールの芯、ビニールなどを便槽に入れないでください。

●収集許可業者

地域により収集業者が決まっています。
業者の確認は生活環境課までお尋ねください。
(有)悠久商事 ☎72-8942(小郡・東野・大原校区)
(株)高野環境 ☎77-1663(三国中・立石校区)
(有)キタエイ ☎78-3659(御原・味坂校区)



廃棄物(ごみ)の野焼きについて

問 生活環境課 環境係・リサイクル推進係

●野焼きは法律で禁止されています

適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やすことを野焼きといいます。野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。

野焼きには地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴・法で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれます。

一般家庭でのごみの焼却行為のほとんどが野焼きに該当すると考えられます。

野焼きを行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺の方に大変な迷惑となります。また、野焼きでは通常焼却温度が200～300℃程度にしかならないため、燃やすものによってはダイオキシンの発生原因になるとも言われています。

廃棄物は、必ず種類に応じ分別して処分してください。

犬・猫

■犬の登録と狂犬病予防注射

問 生活環境課 環境係

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬の飼い主は、市へ犬を登録し鑑札の交付を受ける義務および毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせ注射済票の交付を受ける義務があります。

市は犬の登録の申請と狂犬病予防注射済票の交付を以下の動物病院へ委託しています。

平成29年12月1日現在

動物病院名	住所	電話番号
小郡じっへる犬猫病院	小郡市小郡278-10	0942-72-2553
きのした動物病院	小郡市三国が丘4丁目78	0942-75-0990
藤野動物病院	小郡市祇園2丁目2-1	0942-72-8170
みくにの動物病院	小郡市三沢2438-6	0942-75-1512
池田動物診療所	朝倉郡筑前町原地蔵1897-1	0946-21-3281

動物病院名	住所	電話番号
カシア動物病院	筑紫野市美しが丘北1丁目11-4	092-926-8606
ケントペットクリニック	久留米市宮ノ陣4丁目3-5	0942-46-6600
さんすい動物病院	筑紫野市美しが丘北1丁目1-1	092-926-8671
かねこ動物病院	筑紫野市美しが丘北4丁目1-4	092-926-9115

●犬の登録と狂犬病予防注射接種時に必要なもの

●犬の登録・鑑札の交付手数料

●狂犬病予防注射料金および狂犬病予防注射済票交付手数料
※料金については動物病院へお尋ねください。

上記以外の動物病院がかかりつけの場合は、生活環境課の窓口で犬の登録の申請と狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

■狂犬病予防集団注射

問 生活環境課 環境係

毎年4、5月に集団注射を実施しています。日程・会場などについては広報紙およびホームページでお知らせします。登録犬の飼い主には案内はがきを送付します。

狂犬病予防注射は動物病院でも受けることができます。健康状態に不安な点がある場合は、動物病院で受けることをお勧めします。



環境・ごみ



■飼い主が転居したとき

問 生活環境課 環境係

●小郡市内で転居した場合

生活環境課へご連絡ください。

●小郡市外へ転出する場合

生活環境課へご連絡ください。また転出先の市町村役場で新たに登録の手続きをしてください。その際は小郡市の鑑札をご持参ください。

●小郡市へ転入した場合

生活環境課で登録の手続きをしてください。その際は転入前の市町村で交付された鑑札をご持参ください。鑑札を紛失している場合は手数料がかかります。

■飼い犬・猫が死亡したとき

問 生活環境課 環境係

市へ登録している犬が死亡したときは生活環境課へ連絡してください。

飼い犬・猫の死体の引取りは市役所では行っていません。

■飼い犬・猫が行方不明になったとき

問 生活環境課 環境係

北筑後保健福祉環境事務所・保健衛生課 ☎0946-22-2741

小郡警察署 ☎73-0110

飼い犬・猫が行方不明になったときは生活環境課までご連絡ください。迷い犬や負傷動物として保健所や警察署に保護されていることもありますので、北筑後保健福祉環境事務所と小郡警察署にもお問い合わせください。

■どうしても飼えなくなったとき

問 北筑後保健福祉環境事務所・保健衛生課 ☎0946-22-2741

最後までペットの面倒を見ることが飼い主としての責任です。やむを得ない事情などがある場合は、新しい飼い主を探しましょう。

生まれた子犬や子猫を育てられないのであれば、飼い犬・猫に不妊・去勢手術を受けさせることをお勧めします。手術をすることで、さまざまな病気を防ぐことができ、性格がおとなしくなるというメリットもあります。

墓地改葬手続

問 生活環境課 環境係

小郡市内の墓や納骨堂に埋葬などされている遺骨を他の場所に移す場合には、小郡市長の許可を受ける必要があります。

他の市町村に移す場合だけでなく、小郡市内での移動の場合も同様です。

●手続の流れ

1. 墓地改葬許可申請書に移動元の寺や霊園などから記入・捺印してもらう。(2部作成)
2. 墓地改葬許可申請書を持って、生活環境課へ申請を行う。
3. 改葬許可証の交付を受ける。
4. 移動先の墓地管理者に、改葬許可証を渡して納骨する。





上水道

問 三井水道企業団 松崎753番地2 ☎72-5106
URL <http://www1.bbq.jp/miisuido/>

新しく水道を引きたいときや転入・転居などのため、閉栓してあったところを再び使いたいときは、事前に企業団へご連絡ください。

水道メーターの検針は偶数月に行い、水道料金は2か月分の使用水量でお支払いいただいております。便利な口座振替をご利用ください。

給水装置の新設、改造、修理工事、給水器具接続工事などは、指定工事店以外の店ではできません。指定工事店は、企業団へお尋ねください。

上水道管と井戸水などの接続（混合水栓、バルブ、ホースなどを介しての接続を含む）は、水質保全の観点から水道法により禁止されています。上水道管とそれ以外の管を接続されないようお願いします。

下水道事業受益者負担金

問 下水道課 管理係

●受益者負担金制度

下水道が整備されると、その地域の環境は改善され、未整備の地域に比べ土地の利便性、快適性が向上します。しかし、下水道の施設は道路や公園と異なり、利用できるのは下水道が整備された地域の人に限られます。

このため、下水道整備にかかるすべての費用を税金でまかなってしまうと、下水道が整備されていない地域の人にもその費用を負担させてしまうこととなり、負担の公平性を欠くことになります。

そこで、下水道建設費の一部を、下水道整備により利益を受ける地域の人々が負担し、一日でも早く下水道を計画的に整備していこうというのが受益者負担金制度です。

●負担金額

下水道が整備された区域内のすべての土地所有者などに、土地の面積に応じて納めていただきます。小郡市では、1㎡あたり280円で計算し、5年間での分割納付となります。（1回で全額を納めることもできます）



●納付の方法

下水道課が発送する納付書を使って金融機関窓口などで納めてもらう直接納付と、登録していただいた口座から自動引落する口座振替があります。

下水道使用料

問 下水道課 管理係

●下水道使用料

下水道を使用するようになると、水道水や井戸水などの使用水量を基礎にして算定した下水道使用料を納めていただくことになります。

下水処理場で汚水をきれいな水に処理したり、公共下水道管の清掃や修理などを行うために、たくさんの経費がかかります。この費用を利用者の皆さまに負担していただくのが、下水道使用料です。

●下水道の使用に関する手続

※使用水の種類により手続が異なります。

【上水道のみをご使用の方】

下水道使用料の徴収事務を三井水道企業団に委託しています。三井水道企業団が上下水道の使用開始・廃止、変更などのお手続窓口となります。詳しくは、三井水道企業団ホームページ (<http://www1.bbq.jp/miisuido/>) をご覧ください。

(問い合わせ先) 三井水道企業団 0942-72-5106

【上水道と井戸水の併用、または井戸水をご使用の方】

下水道を新たに使用されるときは公共下水道使用開始届、下水道を使用されていた人が転出や転居されるときには公共下水道使用廃止届、下水道の使用状況に変更が生じたときには公共下水道使用事項変更届の提出が、それぞれ必要です。



●汚水排出量の決め方

●一般家庭の場合

- (1) 上水道のみを使用している場合
⇒上水道の使用水量が汚水排出量となります。(上水道のメーターにより算定します。)
 - (2) 井戸水のみを使用している場合
⇒世帯人員数により汚水量を認定します。〔「認定汚水排出量」下記参照〕
- ※世帯人員数に変更があった場合は、「公共下水道使用事項変更届」の提出が必要です。
- (3) 上水道・井戸水の併用の場合
⇒上水道の使用水量に世帯人数での認定汚水排出量の2分の1を加えた水量を汚水排出量とします。

●事業所の場合

- (1) 上水道のみを使用している場合
⇒上水道の使用水量が汚水排出量となります。
 - (2) 井戸水のみを使用している場合
⇒井戸水管へメーターを設置し、そのメーターにより算定した井戸水の使用水量が汚水排出量となります。
 - (3) 上水道・井戸水の併用の場合
⇒上水道の使用水量と井戸水の使用水量を合算した水量が汚水排出量となります。
- ※一般家庭と事業所では、下水道使用水量の算定方法が異なりますので、注意してください。
- ※下水道使用水量は、2か月ごとに算定します。

●認定汚水排出量(2か月)

井戸水の利用がある場合の汚水排出量(区分2か月)

		井戸水のご利用状況	
		井戸水のみ利用	井戸水と上水道を併用
世帯人数	1人	16㎡	上水道使用水量+ 8㎡
	2人	32㎡	上水道使用水量+16㎡
	3人以上	48㎡	上水道使用水量+24㎡

■下水道使用料の算定

流した汚水の量(汚水排出量)に応じて下水道使用料を算定します。なお、料金の算定は2か月ごとに行います。

下水道使用料金表(区分2か月)

汚水排出量(㎡)		使用料(2か月につき)	
基本使用料10㎡まで		2,000円	
従量使用料	11~20㎡	1㎡につき	+70円
	21~60㎡	1㎡につき	+190円
	61~200㎡	1㎡につき	+225円
	201~400㎡	1㎡につき	+265円
	401~1,000㎡	1㎡につき	+320円
	1,001㎡以上	1㎡につき	+350円

(消費税相当額は除く)

■納付の方法

※使用水の種類により支払い方法が異なります。

【上水道のみをご使用の方】

下水道使用料の徴収事務を三井水道企業団に委託しています。三井水道企業団が水道料金と下水道使用料を合算して請求します。詳しくは、三井水道企業団ホームページ(<http://www1.bbiq.jp/miisuido/>)をご覧ください。
(問い合わせ先) 三井水道企業団 0942-72-5106

【上水道と井戸水の併用、または井戸水をご使用の方】

納付書による直接納付、または口座振替のいずれかの方法で納めます。

●納付書による直接納付

下水道課から発送した納付書で、金融機関窓口または全国のコンビニエンスストアで直接納付する方法です。

●口座振替

口座振替依頼書で登録した口座から、毎期の月末に自動引き落としで納付する方法です。

お手続は下水道課または市内の金融機関にお尋ねください。

振替開始は、申込み月の翌月からになります。



市営住宅

問 都市計画課 建築指導係

■入居者募集

市営住宅入居者募集は、市営住宅の空き状況に応じて、最大年3回行います。募集を行う場合は、募集前月に、ホームページ・広報に掲載しますので、随時ご確認ください。なお、空きが無い場合、募集は行いません。

また、入居者については、応募者の中から抽選で決定します。当選した方のみ入居が可能となり、落選した場合、入居ができませんのでご了承ください。

なお、申込みは一定の条件を満たしていることが必要です。条件については、市ホームページに掲載していますので、あらかじめご確認ください。

小郡市市民活動保険

問 協働推進課 コミュニティ推進係

市民団体などの活動にあたっては、十分な安全対策が必要ですが、不幸にして偶発的な事故が起こらないとも限りません。

この保険制度は、活動中の不慮の事故に備えることで、市民の皆さんが安心して活動できるよう、市が加入する保険です。なお、保険制度を利用するために、事前に参加の申込みや登録の手続をする必要はありません。

■保険の対象となる団体(全てを満たすもの)

- ①小郡市内に活動の中心があり、共通の目的を持った市民(市外にお住まいの方も含む。)によって自主的に構成されているもの
- ②公益性のある直接的な活動を行っているもの
- ③思いつきで結成されたのではなく、計画的に活動を行っているもの
- ④政治、宗教、営利を目的としないもの
- ⑤企業や事業所内の親睦団体ではないもの

■保険の対象となる活動

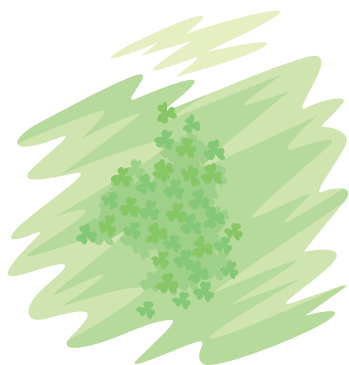
上記「市民団体」が行う地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉・奉仕活動、社会教育活動など、参加者が職業としてではなく無報酬(実費弁償は除く。)で行う計画性・公益性のある活動です。ただし、団体の参加者が、自身のために行う日常の練習やサークル活動(市主催の大会などを含む)など、個人の趣味の延長と捉えられる活動は対象外です。

■事故が発生したときの手続のながれ

問 市民活動の担当課:事業・活動を所管する市役所の各担当課
市民活動保険の事務局:協働推進課 コミュニティ推進係

事故が起きたら、速やかに[市民活動の担当課]へ連絡してください。その後、事故報告書に事故の状況について記入のうえ、事故発生日から30日以内に提出してください。

※その他、補償内容や保険制度の詳細は、市民活動保険の事務局にお問い合わせください。



市民相談

毎月の日程は、広報おごおり「お知らせ版」でお知らせしています。(日程・会場は変更になることがあります)

種別・日時	相談員・内容	会場
心配ごと相談 毎週木曜日／13:00～16:00	弁護士・心配ごと相談員 家庭や職場などでの心配ごとや悩みなど	総合保健福祉センター 「あすてらす」
交通事故相談 月2回程度／10:00～16:00	小郡三井地区交通安全協会交通事故相談員 交通事故による損害や賠償に関すること	市役所北別館2階第1研修室
行政相談 毎月第1・3月曜日／10:00～15:00 (閉庁日のときは翌開庁日)	行政相談委員 国・県・独立行政法人など行政についての意見・要望など	市役所北別館2階第2研修室
母子・父子・寡婦相談 月・水・木・金・第2日曜日(要予約) 9:00～16:00	母子・父子自立支援員 ひとり親家庭のさまざまな問題や悩みごと、子どもの就学についてなど	市役所北別館1階子育て支援課内、 総合保健福祉センター「あすてらす」(第2日曜のみ(要予約))
身体障害者補聴器相談 毎月第1水曜日／13:00～14:00	補聴器に関する相談を受け付けています。	市役所東別館1階福祉課内
消費生活相談 毎週月～金曜日(祝日を除く) 9:00～16:00(正午～午後1時を除く)	消費生活相談員 契約トラブル、悪質商法被害など	市役所南別館3階相談室 電話相談 ☎0942-27-5188
特設人権相談 毎月第3金曜日／10:00～15:00	人権擁護委員 いじめ、差別、虐待、その他さまざまな人権についての悩みごとなど	人権教育啓発センター
家庭児童相談 毎週月～金曜日(祝日を除く) 9:00～16:00	家庭相談員 0歳から18歳までお子さんについてのさまざまな心配ごととの相談を受けています。	市役所北別館1階子育て支援課内 電話相談 ☎0942-72-7480(直通)

	種別	電話番号・日時・会場
教育相談 教育相談員が電話、面接のいずれでも対応します。	市教育相談	☎0120-73-7867【フリーダイヤル】 毎週月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00 教育センター内教育相談室
	子どもホットライン24	☎0942-32-3000 電話相談 年中無休 24時間対応 面談相談 年中無休 9:00～17:00 福岡県教育庁北筑後教育事務所
女性電話相談 DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアル・ハラスメントなど、女性に関する相談電話を受け付けます。 緊急の場合は、最寄りの警察署(小郡警察署 ☎73-0110)または110番に連絡してください。	おごおり女性ホットライン(相談電話)	☎092-513-7337 月～金曜日(祝日を除く) 10:00～17:00(12/29～1/3を除く)
	北筑後保健福祉環境事務所(DV相談専用電話)	☎0942-34-8111 月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15(12/29～1/3を除く)
	福岡県あすばる女性相談ホットライン	☎092-584-1266 9:00～17:00 金曜(祝日除く)のみ18:00～20:30も相談できます。(8/13～8/15、12/29～1/3を除く)
	福岡県配偶者からの暴力相談電話	☎092-663-8724 月～金曜日 17:00～24:00 土・日・祝 9:00～24:00(12/29～1/3を除く)
男性DV被害者のための相談ホットライン		☎092-571-1462 毎週水・木曜日 17:00～20:00 毎週金曜日 12:00～16:00(祝日、12/29～1/3を除く)
LGBTの方のDV被害者相談ホットライン		☎080-2701-5461 第2火曜日 12:00～16:00 第4火曜日 17:00～20:00(祝日、12/29～1/3を除く)



小郡市立小中学校への入学について

問 教務課 教務係

入学通知書は、入学する年の2月上旬にお届けしますので、入学式の際に入学通知書をご持参ください。

入学通知書が届かないときや、国・県・私立学校へ入学するとき、また病気などで就学できないときは、教務課へご連絡ください。

＜参考＞小学校入学までの大まかな流れ

運動会時期 各学校より旗取りの案内(学校により5～6月または9～10月)

10月 就学時健診の案内

10～11月 学校別に就学時健診実施

2月上旬 入学通知書発送

2月頃 各学校で入学説明会実施

4月 入学式

転出入時の小中学校の転校手続

問 教務課 教務係

○転入学の手続

市民課での住民票異動手続後、教務課で「転入学通知書」を受け取り、転入先の学校で手続を行ってください。

○転学の手続

市民課での住民票異動手続後、教務課で「転学通知書」を受け取り、これまで通っていた学校で手続を行ってください。

■小郡市へ転入する場合

1.転入学の手続(転入先の小郡市立小中学校)

教務課で発行する転入学通知書とこれまで通っていた学校から交付された書類(在学証明書・教科書給与証明書など)を持参してください。

■小郡市から転出する場合

1.転学の手続(これまで通っていた小郡市立小中学校)

これまで通っていた小郡市立小中学校に、教務課で発行する転学通知書を持参してください。

その際、転校に関する書類(在学証明書・教科書給与証明書など)が交付されます。

2.転入の手続(転出先の市役所または役場)

転出先の市役所または役場で住民票転入手続を行ってください。

3.転入学の手続(転出先の小中学校)

指定された転出先の学校に転校に関する書類を持参し、転入学手続を行ってください。

■小郡市内から小郡市内へ転居する場合

1.転学の手続(これまで通っていた小中学校)

これまで通っていた小郡市立小中学校に、教務課で発行する転学通知書を持参し、転学手続を行ってください。

その際、転校に関する書類(在学証明書・教科書給与証明書など)が交付されます。

2.転入学の手続(転入先の小郡市立小中学校)

教務課で発行する転入学通知書とこれまで通っていた学校より交付された書類(在学証明書・教科書給与証明書など)を持参し、転入学手続を行ってください。

小郡市立小学校

問 教務課 教務係

施設名	住所	電話
味坂小学校	八坂456番地1	72-2406
小郡小学校	小坂井288番地	72-3044
御原小学校	二タ316番地	72-2711
立石小学校	吹上968番地2	72-2543
三国小学校	力武1012番地	75-2312
大原小学校	大保1394番地	72-5500
東野小学校	小郡2409番地4	73-1780
のぞみが丘小学校	希みが丘5丁目2番地17	75-7011

小郡市立中学校

問 教務課 教務係

施設名	住所	電話
宝城中学校	八坂26番地1	72-2417
大原中学校	小郡772番地	72-2027
立石中学校	吹上1045番地	72-2603
小郡中学校	寺福童668番地	72-1103
三国中学校	美鈴が丘5丁目15番地1	75-3820

小郡市教育センター

問 小郡市教育センター ☎73-4044(二森435番地1)

●教育相談

小・中・高校生の皆さんの悩みや、お父さん・お母さんの子育ての悩みなど、電話や面接で相談に応じます。秘密は厳守します。相談料は無料です。

●日時

月・火・水・木・金曜日(祝日・年末年始は除く)午前9時～午後5時

●相談専用電話 ☎0120-73-7867[フリーダイヤル]

●適応指導教室「りんく小郡」

学校に行けなくて悩んでいる子どもたちの成長を、焦らず、ゆっくりと見守り、学校生活への復帰を支援するための施設です。

「学校以外でも勉強や体験活動ができる場所があるなら行ってみたい」という子どもたちの意欲や悩みにお応えします。

●日時

月・火・水・木・金曜日(祝日・年末年始は除く)
午前9時45分～午後3時

●対象者 小郡市内の小・中学生

●指導者 教育相談員 4人

●適応指導教室に入級を希望する場合は

見学申込み	学校または教育センターにご連絡ください
教育相談・仮通級	親子面談を行います。納得いくまで見学し、しばらく仮通級してください
入級願	適応指導教室に入級を希望される場合は、所定の「入級願」に必要事項を記入し、在籍している学校の校長に提出してください
入級	入級について、校長から連絡がありますので、連絡をお待ちください

■その他の相談機関

いじめや不登校、学習・進路、しつけ、非行や障がいに関する事など児童生徒のいろんな問題について相談に応じています。

悩みごとや相談したいことがあったら、ご相談ください。相談員が相談に応じます。

◆福岡県「こどもホットライン24」 ☎0942-32-3000

発達に関する教育相談

問 教務課 教務係

通級指導教室

通級指導教室では、通常の学級に在籍している児童生徒のうち、読み書きなど特定の学習につまづきがあったり、集団での行動や感情のコントロールが苦手であったりするお子さまに対し、状況の改善や安定を目指して、個別学習を中心とした一人ひとりに応じた指導を行っています。

◆大原小学校通級指導教室

☎72-5520

所在地 小郡市大保1394番地(大原小学校内)

◆大原中学校通級指導教室

☎72-7444

所在地 小郡市小郡772番地(大原中学校内)

就学援助制度

問 教務課 教務係

小郡市では、経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費などの一部を支給する就学援助制度を設けています。

就学援助は、年度ごとに申請が必要です。現在援助を受けている人も、引き続き援助を希望する場合は、申請を行ってください。

●援助内容

学用品費、給食費、修学旅行費、入学準備金、医療費(学校保健安全法で定めた疾病が対象)など

●申請方法

学校および教務課にある「就学援助申請書」および「委任状兼同意書」を記入のうえ、必要な書類とともにお子さまが通う学校または教務課に提出してください。

※認定にあたっては、世帯全員で判断します。税の申告がなされていないと審査できません。前年1月2日以降に小郡市へ転入された方は、前住所地から前年度の「課税・所得証明書」など(収入・社会保険料・生命保険料・地震保険料・市民税額が記載された証明書)を取り寄せてください。6月1日以降に申請される場合は、当該年度の税情報で判断しますので、1月2日以降に転入された方は、前住所地から「課税・所得証明書」など(収入・社会保険料・生命保険料・地震保険料・市民税額が記載された証明書)を取り寄せてください。



生涯学習

問 生涯学習課(生涯学習センター内) 社会教育係

生涯学習推進のため、生涯学習センターなどでさまざまな講座・教室を開設しています。

(例) ◆女性再チャレンジ支援事業

- ◆家庭教育・子育て支援事業
- ◆高齢者対象「たなばた学遊倶楽部」
- ◆パソコン講座「楽パソ」講座
- ◆男の料理教室
- ◆中国語講座、古文書講座 ほか
- ◆天体観望会

生涯学習センター

問 大板井1180番地1

☎73-2084

- 開館時間 午前9時～午後10時(事務室8時30分～午後5時)
- 休館日 毎月第3日曜日、年末年始(12月28日～1月4日)
※事務室は土・日・祝日は休みですが、文化会館で受付業務を行っています。(受付時間:午前9時～午後5時)
- 利用申込
・七夕ホール
使用日の6か月前に当たる日から7日前まで
・七夕ホール以外
使用日の3か月前の月の初日から使用日まで
- 受付時間 午前8時30分～午後5時
- 申込方法 所定の申請書を提出してください。
電話やファクスでの申込みはできません。

校区公民館

問 生涯学習課 地域学習係

地域での学習活動促進のため、8校区に校区公民館、公民館的施設があり、講座・教室を行っています。また、サークル活動も行われています。

- ◆味坂校区公民館 ☎73-3858
- ◆御原校区公民館 ☎72-9038
- ◆くろつち会館(立石校区公民館) ☎73-2768
- ◆ふれあい館三国(三国校区公民館) ☎75-3392
- ◆のぞみがおか生楽館 ☎75-6607
- ◆小郡交流センター ☎72-2846
- ◆ひまわり館東野(東野校区公民館) ☎75-7066
- ◆大原きぼうの森館(大原校区公民館) ☎42-6710

スポーツ

問 スポーツ振興課(野球場内)

☎75-2373

●小郡運動公園(大保427番地1)

- ・小郡市野球場(スポーツ振興課 管理係・事業係)
- ・小郡市テニスコート
- ・小郡市陸上競技場
- ・多目的広場
- ・アスレチック広場・ジョギングコース(1kmコース、2kmコース) ※いつでも利用できます。

- 休場日 施設整備のための臨時休場日(月2日程度)
年末年始(12月28日～1月4日)
- 受付時間 午前9時～午後5時
(テニスコートは午後8時30分まで)
- 受付場所 ・野球場【野球場☎75-2373】
・テニスコート【テニスコート☎75-6041】
・陸上競技場・多目的広場
【陸上競技場☎75-8856】

●小郡市体育館(大板井279-1)

- ・小郡市体育館
- ・勤労青少年体育センター(柔道場・剣道場・卓球場)
- ・弓道場
- 休館日 年末年始(12月28日～1月4日)
施設整備のための臨時休場日
- 開館時間 午前9時～午後10時
- 受付時間 午前8時30分～午後5時
- 受付場所 体育館:時間内☎72-2111

●地域運動広場【受付:野球場☎75-2373】

- ・東野地域運動広場
- ・小郡地域運動広場(テニスコートは、運動公園テニスコートと小郡交流センターで受付)
- ・たなばた地域運動広場
- ・立石地域運動広場

●小・中学校の開放【受付:各小中学校】

- ・市内の小・中学校の体育館、グラウンド、武道場
- ・大原小、立石中、小郡中、宝城中学校のグラウンドは夜間照明設備有
- 《利用できない日》
- ・年末年始(12月28日～1月4日)
- ・学校行事があるとき
- ・グラウンドの場合は雨が降っているときなど
- ※ホームページを開設しています。施設ガイドや申請書をダウンロードすることもできます。ご利用ください。



文化会館

問 図書・文化課 文化振興係 ☎72-3737(大板井136番地1)

複合施設「小郡市民ふれあい広場」の一角にあり、音響効果に優れたホールは、利用した演奏家や声楽家から高い評価を得ています。

地元の文化団体などのコンサートや観劇、講演会なども盛んで文化活動の拠点となっています。

大ホール(定員628名)・小ホール(定員200名)のほかに、和室などがあります。

- 受付時間 午前9時～午後5時
- 休館日 毎月最終水曜日(施設整備のため)
年末年始(12月28日～1月4日)
- 利用時間 午前9時～午後10時
- 利用料 直接お問い合わせください

図書館

問 図書・文化課 図書係 ☎72-4319(大板井136番地1)

図書館では、図書、雑誌、紙芝居、布の絵本、ビデオ、CD、DVD、カセットテープなどの貸出やおはなし会などを行っています。資料の貸出には利用券が必要です。

移動図書館車「しらさぎ号」では、市内各所のステーションにて資料の貸出を行っています。

図書・雑誌は、市内6か所にあるブックポストにも返却できます。

- 開館時間 午前10時～午後6時
金曜日のみ 午後8時まで
- 休館日 毎月第1・3月曜日(図書整理日)
毎月最終水曜日(定期清掃日)
年末年始、特別整理期間
- 貸出冊数 図書15冊、AV資料4点
- 貸出期限 2週間

また、下記のサービスを行っています。詳しくは、直接お問い合わせください。

- ①ホームページでの所蔵検索
【URL <http://www.library-ogori.jp>】
- ②リクエストサービス
- ③インターネット情報検索コーナー
- ④高齢者や障がいのある来館困難者への宅配サービス
- ⑤久留米市、大川市、うきは市、大刀洗町、大木町、鳥栖市、基山町、筑紫野市、筑前町、朝倉市、東峰村で相互利用
- ⑥ふれあい館三国の図書室利用
- ⑦子育て支援・就労支援に関する情報の提供

野田宇太郎文学資料館

問 野田宇太郎文学資料館(図書館内)
☎72-7477(大板井136番地1)

図書館内にある野田宇太郎文学資料館は、小郡市出身の詩人・野田宇太郎の遺言によって寄贈された資料約3万点をもとに開館しました。

近代文学の名著の初版本や文芸雑誌、さらに野田のライフワークである文学散歩により収集された貴重な資料を所蔵し、一部を展示しています。(入場無料)

また、レファレンス室内の野田資料をご覧になりたい方は、事前に電話予約をお願いします。開館日時は、原則として図書館と同じです。(展示替のため臨時休館があります)

人権教育啓発センター

問 略称「人権センター」 ☎80-1080(小郡296番地)

市民の皆さんがあらゆる機会を通じて人権学習ができるよう、公開講座の開催や、人権学習をするための各種資料や情報の収集・提供を行う施設です。

大集会室(約100人収容)、会議室(約20人収容)、談話室(42畳の和室で約50人収容)がありますので、人権に関する学習や情報交換の場としてご利用ください。

- 開館時間 午前9時～午後10時
- 休館日 毎月第2日曜日、
年末年始(12月28日～1月4日)
- 利用料 直接お問い合わせください。
- その他

- ・人権に関する書籍やビデオ・DVDなどがあります。その場で視聴することもできますし、貸出しも行っていますので人権学習にご利用ください。
- ・下記の通り人権相談を行っていますので、人権問題について悩みや疑問をお持ちの方はご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

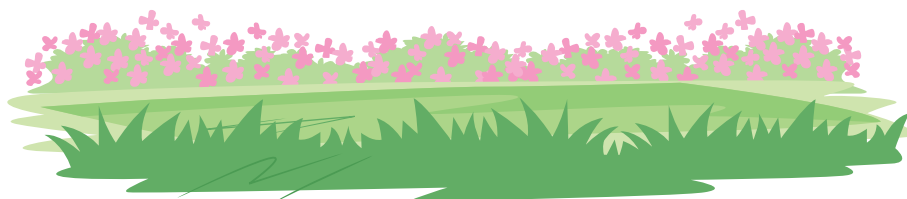
●特設人権相談

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が相談に応じています。

原則として、毎月第3金曜日(午前10時～午後3時)

※人権センター職員による人権相談も随時受け付けています。

まずは、お電話ください。





選挙

問 選挙管理委員会事務局

■選挙権

18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上小郡市に住居のある人は、小郡市に選挙権があります。ただし、選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていない人は投票できません。

■選挙人名簿への登録

転入後3か月以上経過した人、選挙権年齢に達した人は毎年3月・6月・9月・12月の1日に行う「定時登録」と選挙のたびに行う「選挙時登録」で追加登録されます。これは、選挙管理委員会が住民基本台帳に基づいて行いますので、転入・転出・転居などがあったときは、すぐに手続きをしてください。

■いろいろな投票制度

●点字投票

目の不自由な人は点字で投票できます。点字器も投票所に用意しています。

●代理投票

手にケガをしたり、目が不自由なため、投票用紙に自書できない人は、係員の代筆により投票できます。

●期日前投票

投票日に、仕事や旅行などの予定がある人や、病気やケガなどで歩くことが難しい人などは、期日前投票所で、投票日前に投票できます。

●不在者投票

選挙期間中、出張や旅行などにより、名簿登録されている市区町村以外の市区町村に滞在している人は、その滞在先の市区町村の選挙管理委員会で、投票日前に投票できます。
※投票用紙と不在者投票用の封筒は、あらかじめ、名簿登録されている市区町村に請求し取り寄せておく必要があります。

※不在者投票には、滞在先の市区町村で行うもののほか、病院・老人ホームなどに入院・入所している人を対象とした指定病院などでの不在者投票もあります。

●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持っている人や介護保険の被保険者証を持っている人で、一定の要件に該当する人は、自宅で投票用紙に記入し、郵便などで送ることにより投票できます。事前に手続きが必要ですので、選挙管理委員会事務局へお尋ねください。

●在外投票

仕事や留学などで海外に居住していて、日本国内に住所がない人でも、一定の要件に該当する人は海外で投票できます。対象の選挙は、衆議院議員選挙と参議院議員選挙です。事前に手続きが必要ですので、選挙管理委員会事務局へお尋ねください。

■投票所

市内13か所に投票所を設置しています。

選挙の際に郵送される投票所入場券(はがき)に記載の投票所を確認してお越しください。

※投票所は変更になる場合があります。

投票区名	投票所
小郡第1	小郡小学校体育館
小郡第2	シルバー人材センター
小郡第3	人権教育啓発センター
大原第1	大原きぼうの森館(大原校区公民館)
大原第2	大原中学校体育館
東野	東野小学校体育館
三国第1	ふれあい館三国(三国校区公民館)
三国第2	小郡高校セミナーハウス
三国第3	のぞみが丘小学校体育館
三国第4	三国が丘公民館
立石	くろつち会館(立石校区公民館)
御原	御原校区公民館
味坂	味坂校区公民館



市議会のしくみ

問 議会事務局

議員

市議会議員は通常4年ごとに選挙で選ばれ、市民の声を市政に反映させるために、活動しています。(小郡市議会議員定数18名)

議会の流れ

議会は、議員全員で構成する「本会議」で最終的な意思決定を行います。この会議は定期的に年4回(3月、6月、9月、12月)開かれる「定例会」と、緊急に議会の決定が必要なときに開かれる「臨時会」があります。

請願書と陳情書

問 議会事務局

市民の皆さまの市政などに関する要望や意見を、「請願」や「陳情」として直接議会に伝えることができます。議員の紹介があるものを「請願」、ないものを「陳情」といいます。受付は随時行っており、それぞれ文書で提出していただく必要があります。

●請願書

原則として定例会の運営を協議する議会運営委員会開催日(通常は定例会開催1週間前)の前々日(土・日、休日を除く)の午後5時までに受理したものを、その定例会で審議します。

(詳細は議会事務局にお問い合わせください。)

●陳情書

請願以外の要望書などは全て「陳情書」として、その写しを全議員に配布します。

傍聴のご案内

問 議会事務局

本会議や委員会の様子を直接、見聞きすることができます。

市役所本館3階の議会事務局で傍聴受付簿に住所・氏名を記入のうえ、傍聴席にご入場ください。本会議の傍聴席は、本館4階にあり定員43名です。委員会も同様の手続で傍聴できます。(定員は原則5名です。)

※インターネットでも配信をしています。

(小郡市ホームページから「小郡市議会」を選択し、次に「議会中継」を選択してください。)



選挙・議会

